



彩の国さいたま

建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'97/7

JULY.15.TUE No. 73



玉敷神社神楽 (騎西町提供)

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

環境優先・生活重視

— ライフラインの保全 —

有山賢市

ポンペイの遺跡展で当時の生活の様子がありのままに再現されているが、2000年前の昔から、各家庭に水道が引かれ浴室が設けられて快適な生活が営まれていたことを知ることができます。人類の始まりはいつのことかわかりませんが、日々の生活をより快適に過ごすことができるよう、永年にわたって知恵と汗を傾注し努力を積み重ねてきたことがわかります。いくとし生けるものすべての願望の一つは、より快適で住みやすい住空間を確保することと、子孫のために安全な生活を家族で営むことではないでしょうか。

快適な住空間とは生理にやさしく、そして生活に便利な住まいの構築、つまり冬暖かく夏涼しい生活、また、生活に必要とするものが手近で簡単に求められる生活と言えるでしょうか。

しばらく前から快適な生活を営むことは生活エリアの周辺、大きくは全世界的に環境の保全と向上を図ることをも意味することになりましたが、ミクロ的には、前述の快適で便利な住まいを構築することと考えられます。

近年、建築技術の進歩に合わせて大規模で複雑な建造物が建設されておりますが、これにともない快適な居住性の確保のための空気調和・水道衛生関係設備の進歩は著しく、日進月歩の状況で改新が行われております。

空調衛生設備は人が快適な生活を営むための住空間の構築に一番密接な装置、施設であり、またそれを具現化する技術でもあります。

埼玉県の基本施策であります「環境優先・生活重視」に答えて、私たち社団法人埼玉県空調衛生設備協会の会員は、この日ごとに進歩する空気調和・衛生設備技術の設計、施工、管理等の技術の修得と実現のために努力し、県民が等しく満ちたりた生活ができるよう努めております。

このほか、今当協会は、大規模災害などの非常時の緊急対策とその対応組織づくりを進めており、ライフラインであります上下水道の復旧対策として「大規模災害時の復旧対策要綱」を作成中で、非常災害時には組織の総力をあげて水道水の給水施設の復旧対応ができるよう計画を進めております。

(社)埼玉県空調衛生設備協会会長

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

玉敷神社（主祭神は大国主命・騎西町鎮座）は、延喜式の神名帳にその名をのせる県内屈指の古社で、南・北埼玉郡の総鎮守として遠近の崇敬をあつめている。表紙の神楽舞は正能地区の氏子が代々伝えてきたもので江戸里神楽の原型、例年2、5、7、12月に奉納される。文化庁選択・県指定無形民俗文化財の指定を受けている。

◆ 巻頭言	1
◆ 特集・8月オープンの県立「さいたま川の博物館」の全容	3
◆ 行政情報	
特報・公共工事における談合防止について……埼玉県	6
(1) 埼玉県第2次住宅・宅地供給計画	7
(2) 県の防災基地整備現況と計画	12
(3) 公共工事コスト縮減について	18
◆ シリーズ特集 21世紀を展望したまちづくり（その69）	
— 騎西町 —	21
◆ 連合会の動き	
(1) 平成9年度通常総会開催	24
付：平成9年度事業計画の骨子	
(2) 公共施設の視察研修	29
(3) 理事会・委員会	31
◆ 連載 埼玉が生んだ著名人物伝 (10)	
生糸貿易王 原 善三郎	33
◆ 告知板	
(1) 平成9年度県の公共事業等施行計画	38
(2) 平成9年度県建設工事業等入札参加資格申請状況と業者の格付分布	38
◆ 企画シリーズ 県内文化遺産めぐり 埋蔵文化財関連遺跡探訪 (3)	
— 岡部町中宿遺跡 —	43
◆ 建産連だより	
— 会員団体の動静 —	47
◆ 連合会日誌	52
(財)物価調査会案内広告	54

8月オープン 県立「さいたま川の博物館」の全容

全国初の施設を謳って御目見得

県が、予て建設を進めてきた荒川総合博物館（仮称）が近く完成し、正式名称を「さいたま川の博物館」として8月1日開館の運びとなった。全国に類のない博物館だけにその期待は大きい。オープンに先立ちその全容を紹介し関心を深めて貰う一助とした。（H・W）

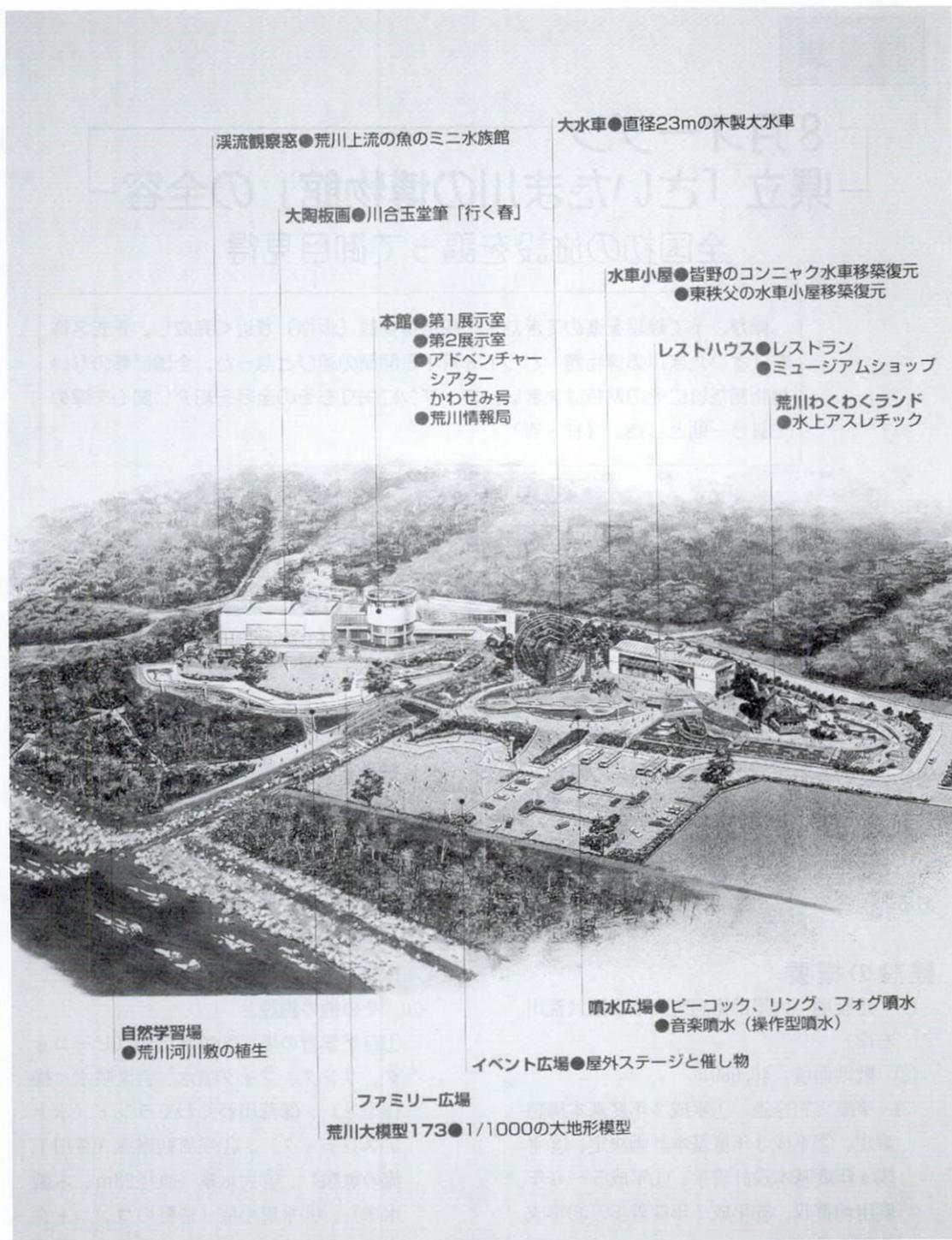
このさいたま川の博物館は、県が中期五ヶ年計画に掲げた県民スポーツ・レクリエーション活動振興の一環として平成2年度に基本構想を策定、以来計画を進め、大里郡寄居町大字小園の荒川右岸につらなる広い敷地に、独創的かつ魅力的な展示施設や親水施設などを配置し、本県における“母なる川「荒川」”の歴史的生態、暮らしとの係わり合いを目のあたりにして、川や水に親しみ、楽しみながら学べる新しい体験型施設を整備したもので、全国的にも類のない異彩の博物館である。

建設の概要

- (1) 建設地 大里郡寄居町大字小園（荒川右岸）
- (2) 敷地面積 40,669㎡
- (3) 事業実施経過 ①平成2年度基本構想策定、②平成3年度基本計画決定、③平成4年度基本設計着手、④平成5～6年度用地買収、⑤平成7年度着工、⑥平成9年7月竣工
- (4) 総事業費 76億円強（用地費を除く）

施設の規模概要

- (1) 本館棟 鉄筋コンクリート造2階建（一部3階）、延床面積3,998㎡
— リバーホール、ネイチャートンネル、第1展示室、第2展示室、荒川情報局、アドベンチャーシアター、ふれあいホール、講座室、資料製作室、収蔵庫、学芸事務室、管理事務室など、建物正面壁面を飾る川合玉堂筆の「行く春」をモチーフにした大陶板画は圧巻。
- (2) レストハウス棟 鉄筋コンクリート造2階建、延床面積824㎡
— レストラン、ミュージアムショップ、休憩ホールなど。
- (3) その他の施設
①自然学習の場、②噴水広場（ピーコック、リング、フォグ噴水、音楽噴水＜操作型＞）、③荒川わくわくランド（水上アスレチック）、④溪流観察窓（荒川上流の魚類）、⑤大水車（直径23m、木製水車）、⑥水車小屋（皆野のコンニャク水車、東秩父の水車の移築復元）、⑦イベント広場（屋外ステージ）、⑧ファミリー広場、⑨荒川大規模型（全長173m）、⑩屋外トイレ、大駐車場



「さいたま川の博物館」全景と主な施設箇所配置図



レストハウス及び周辺外観

主な施設の構成

(1) 第1展示室

- 映像万華鏡のトンネルを抜けると、荒川の源流から河口までを造形した展示と大型映像の空間が広がり、舟車や荷船の実大模型が水面に浮かび、多くの展示物に触れることができる。
- 荒川にちなむ民話や祭、様々な治水対策・洪水体験を紹介するテーマ展示、体験しながら楽しく学ぶことができる。

(2) 第2展示室

- 水環境と川の文化に関する情報と実物資料を中心に紹介する。

(3) 荒川情報局

- タッチパネル方式により、誰でも簡単にコンピューターを操作し、気球の旅や治水予測ゲームなどが楽しめる。

(4) アドベンチャーシアターかわせみ号

- 迫力ある映像と連動して動く客席で、荒川の源流（甲武信岳）から東京湾までさき舟で下る疑似体験が楽しめる。

(5) 荒川わくわくランド

- 滝のトンネル、ザーザーカスケード、フロート板で水上を渡るなどスリル満点、水の科学的性質を体験する。

(6) 荒川大模型173

- 荒川の流れを1,000分の1に縮小した、全長173mもある大地型模型。ボタン操作でダムや水門を開閉し、荒川の水量管理を体験できる。

(7) 溪流観察窓

- 荒川上流に生息するイワナ・ヤマメ・カジカなど魚のミニ水族館

以上のほか、イベント広場は屋外ステージを設け催し物に供用、また、レストハウスでは川の博物館ならではのオリジナルグッズを展示・販売する一方、休憩ホールを設け無料で開放されている。

入場料は原則有料、本館は一般310円、学生、高校生210円、但し、中学生以下と65歳以上又は障害のある方は無料である。また、特定の施設（荒川わくわくランド及びアドベンチャーシアター）は別途に料金が必要。

* * *

休館日・交通等詳細問い合わせは下記へ

「川の博物館管理事務所」

TEL 0485-81-7333

FAX 0485-81-7332

特 報

県は、公共工事につわる談合疑惑に対する社会的関心の高まりの中で、極めて厳しい目が建設業界や公共発注機関に対して向けられていることを踏まえて、6月25日、土木部長、住宅都市部長の連名で当建産連に対し次のとおり通知を行った。

公共工事等における談合の防止について

県の建設行政の推進につきましては、日ごろ格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、公共工事等における談合疑惑については、全国市民オンブズマン連絡会議による全国一斉情報公開請求や新聞等の報道などによるかつてない程の社会的な関心の高まりの中で、極めて厳しい目が建設業界や公共発注機関に対して向けられております。

公共工事等における入札制度は、自由な競争を促進することによって、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにするとともに、公平公正な契約を締結することをその目的としておりますが、談合はこのような入札制度の目的を阻害し、競争制限行為を禁止する独占禁止法や刑法の規定に違反する行為であることは言うまでもないことです。

本県におきましては、埼玉土曜会等の公共工事をめぐる一連の不祥事を踏まえ、多様な入札制度の導入を図るとともに、建設業界に対して企業倫理の確立を求めるなど種々の談合防止策を講じてまいりましたが、こうした問題を解決し、健全な建設業のさらなる発展を図るためには、行政側の努力とともに、建設業界の側においても改善のための不断の努力をしていただくことが不可欠であります。

つきましては、このような状況を御賢察の上、建設業界として談合防止のための研修会を定期的実施するなどの対応策を御検討いただき、その取組状況や研修の実施内容等について県に対し御報告くださるようお願いいたします。

また、貴連合会会員に対しても周知してくださるよう重ねてお願いいたします。

建産連の対応

当建産連は、即日傘下各団体長に対し、同文を付し適切な対応を求めるとともに、本趣旨に基づく講習・研修会を実施して趣旨の徹底を図り、会員団体とともに社会公共の信頼の確保に努めることとした他、今後さらに必要な対応策を講じることとした。

埼玉県第2次住宅・宅地供給計画

計画のあらましと見どころ

県は、6月13日新たに策定の埼玉県住宅・宅地供給計画を公表、即日実施とした。

この計画は、平成3年に策定の埼玉県住宅・宅地供給計画（平成3年度～12年度）が、平成8年3月の「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」（略；大都市法）の改正や平成8年4月の国の基本方針の変更に伴い、その方針に即して計画の変更を行ったものである。見直しに際しては本県における社会経済情勢や住宅事情の変化等に加えて、第7期住宅建設5箇年計画との調和を図るため必要な措置を講じ関連施策との整合を図った。計画期間も当初計画の後半と重複の平成8年度～17年度と設定し推進することになっており、いわば第2次計画と見做されるものである。

ここでは、当初計画の主な変更点を冒頭に掲げたうえ、新規計画の主な視点を列記して参考に供することとした。（H・W）

埼玉県住宅・宅地供給計画は、居住環境の良好な住宅、宅地の供給を図っていく必要性から、73市町村を対象とした大都市地域において、土地の有効利用による住宅の供給及び住宅市街地の整備などを総合的に推進していくため「大都市法」第3条の3第1項の規定により計画期間を10年間として平成3年に策定されたものである。

今回の改訂は、冒頭に述べたとおり、所依法の改正により国の基本方針が変更されたため一連の関連計画との整合を視野に内容の見直しを行ったものである。

計画の主な変更内容

計画期間を平成8年度～17年度の10年間とし、埼玉県長期ビジョンや埼玉県第7期住宅建設5箇年計画などとの整合を図るとともに、

基本フレームを住宅建設戸数87万戸（当初計画82万戸）、宅地供給7,100ha（当初計画7,300ha）とした（別掲地域別供給目標参照）。

計画の対象地域は73市町村で変更はない。

当初計画で4区分（県南中央、県南西部、県南東部、県北）とした地域区分を県南、県中央、県北の3区分に改めた（別掲地域区分図参照）。

目標としては、計画期間内に半数の世帯が誘導居住水準を確保できるようにするとともに、平成22年を目途に住宅一戸当たりの平均床面積95㎡を目指すものとする。

さらに、住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域である「重点供給地域」については、計画期間内における供給を見通し、新規21地区を含む341地域の15,547ha（うち、新

規21地域、514ha)とした。なお、重点供給地域の指定については、おおむね2年ごとに直しを図ることにしている。

<注> 重点供給地域に指定された場合、住宅宅地関連公共施設整備促進事業の採択要件緩和等のメリットがある。

地 域 区 分 表

	市 町 村 名
県南地域 (25市4町)	川越市、川口市、浦和市、大宮市、所沢市、岩槻市、春日部市、狭山市、上尾市、与野市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、吉川市、大井町、三芳町、松伏町、庄和町
県央地域 (11市12町)	飯能市、東松山市、鴻巣市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、伊奈町、吹上町、毛呂山町、越生町、川島町、吉見町、鳩山町、宮代町、白岡町、菖蒲町、鷲宮町、杉戸町
県北地域 (6市12町3村)	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、大里村、江南町、妻沼町、岡部町、川本町、寄居町、騎西町、南河原村、川里村、北川辺町、大利根町、栗橋町

地 域 別 供 給 目 標

	住宅供給目標量	住宅供給目標量
県南地域(浦和市など25市4町)	59.6万戸	3,900ha
県央地域(飯能市など11市12町)	16.7万戸	1,780ha
県北地域(熊谷市など6市12町3村)	10.7万戸	1,420ha
合 計	87.0万戸	7,100ha

構 成

本計画書は、第1章・住宅宅地供給計画の目的と位置付け、第2章・埼玉県の住宅事情と課題、第3章・住宅宅地供給の基本目標とフレーム、第4章・住宅宅地供給に係る施策展開の基本方向及び分野別の施策、第5章・目標達成のための地域特性別の政策及び地域別政策、第6章・重点供給地域の指定と施策

の方向、第7章・計画実現へ向けての施策展開。

以上、7章を柱に構成されるが、うち特に施策展開の基本方向を示す第4章をターゲットに取りあげてみることにした。

住宅宅地供給に係る 施策展開の基本方向

計画の基本目標を実現するため、次の基本

方針のもとで施策を推進するものとした。

(1) 公的主体による先導的・計画的な供給の推進

通勤可能な立地における適正な負担での良質な住宅・宅地の供給。少子・高齢化、地球環境問題及び地域の自然環境との共生などの新たな課題に対応する住宅や住宅市街地の整備、さらに、地域特性を生かした多彩な住宅市街地の形成等を図るため、県、市町村、県住宅供給公社、住・都公団等の公的主体にした計画的な供給を推進する。

(2) 民間の良質な住宅・宅地供給の適正な誘導・支援

住宅・宅地供給の大半を占めている民間主体の良質な住宅供給や計画的な宅地開発に対する支援。公民一体となった取組等により、居住水準、住環境水準の向上を図るとともに、量的にも着実に供給を促進する。

(3) まちづくりと連携した住宅市街地の総合的な整備

均衡のとれた県土構造の構築や魅力ある地域づくりを進めるため、道路、公団、下水道等都市基盤の整備や各種の都市計画事業、多様な都市計画制度や建築誘導規制、交通アクセスの整備や産業の立地など、都市計画、防災、福祉、産業などの多様な施策との連携を図りながら、まちづくりと併せて総合的に推進する。

(4) 重点的に住宅・宅地供給を図るべき対象

住宅政策は、県民の多様な住宅需要に応じつつ、居住水準及び住環境水準の向上を図るものであるが、その場合、自力でその目標を実現することが困難な世帯に対して、適切な支援を講じる。特に、居住水準の改善や居住の安定の確保が必要な低所得層、高齢者、障害者及び母子世帯などの社会的援助を必要とする者に対し、公営住宅の供給などの面でその充実を図る。また、比較的居住水準が低い中堅所得者層に対し、適正な家賃で良質な賃貸住宅の供給や持家取得支援等の幅広い住宅

施策を推進する。

分野別の施策と方向付け

基本方針に基づき、公共、民間等の供給主体や住宅、まちづくり及び地域整備並びに高齢社会への対応等施策対象を分野別に5つの支柱を建て推進するものとした。

(1) 公的な住宅・宅地供給の推進

①公営住宅

県南地域など比較的高い地価水準等から新規供給が困難な地域においては、借り上げ、買取り方式等の新たな公営住宅の供給方式の導入を図り、需要に応じた供給を推進する。

また、公営住宅等用地先行取得緊急促進事業や大都市公営住宅供給促進緊急助成事業等の活用により既成市街地での住宅供給に努める。さらに、市町村営住宅の新規供給が促進されるよう必要な支援を行う。

狭小老朽公営住宅については、引き続き住宅需要に配慮した計画的な建替えを推進する。

②公社住宅等

埼玉県住宅供給公社においては、中堅所得者層家族を中心に、良質な供給を図るよう特定優良賃貸住宅の供給を積極的に推進する。

また、定期借地権方式等の積極的な活用により良質な分譲住宅の供給に努める。

大規模な公団住宅団地の建替えに際しては、公営住宅の併設や高齢者向け住宅の供給など、既存の入居者の需要を考慮した供給に努める。

③公共施行の宅地開発

地権者等との適切な連携や地域の活性化に配慮しつつ、公共施行による土地区画整理事業等の計画的な宅地開発をするとともに、既存制度の活用により民間保有土地の早期事業化の促進を図る。

(2) 民間の住宅・宅地供給の誘導・支援

①持家取得の支援

戸建住宅を主体とする持家住宅に対する県

民の需要に対応して、住宅金融公庫や県独自の融資制度「彩の国の家住まいローン制度」などの充実を図る。また、住宅の耐震性の確保や既存ストックの有効活用の面から、県住宅ローンの改修資金の充実により、既存住宅の改善に努める。

②良質な賃貸住宅の供給の誘導・支援

中堅所得者向け適正な家賃の賃貸住宅を供給する特定優良賃貸住宅供給促進事業を推進するため、建設費に対する補助金の導入や採択基準の拡充など、制度の充実による供給の拡大に努める。

③計画的な民間宅地開発の支援

計画的な宅地開発を促進するため、住宅街区整備事業など公共施設整備と一体的な事業の促進を図るとともに、土地区画整理事業をはじめとする民間宅地開発に対する支援の充実に努める。

(3) まちづくりと連携した良質な住宅・宅地供給の促進

①既成市街地での良好な住環境整備の促進
まちづくりと連携しながら、公共施設の整備と敷地の共同化等による計画的な建替えを促進するとともに、土地の有効・高度利用を図り、住環境の改善や防災性の向上、利便性の高い良質な住宅への供給に努める。

②市街化区域内農地を活用した良質な住宅・宅地供給の誘導

市街化区域内農地については、土地区画整理事業などによる公共施設と一体となった計画的な住宅・宅地の供給に努めるとともに、緑住まちづくり推進事業や特定優良賃貸住宅供給促進事業等を活用した良質な住宅・宅地の供給を図る。

③計画的な都市街地開発の誘導、促進

都市計画等との連携を図りながら、宅地供給に適する市街化調整区域内等の特定地域について、公共施設と一体となった良好な住環境を有する良質な住宅・宅地供給や住宅市街地の形成を促進する。

(4) 高齢社会等に対応した住宅・宅地市街地整備の促進

①高齢者等向け公共住宅の供給促進

公営住宅、公社・公団住宅においては、高齢者等の身体特性に配慮した住宅の供給、シルバーハウジング及びシニア住宅等の生活支援サービス付きの多様な高齢者向け住宅の供給を推進する。

②民間住宅における高齢社会対応住宅の供給の誘導

高齢社会対応住宅の供給を誘導するため、住宅金融公庫と連携した県の融資制度等の充実を図るとともに、住宅改善やバリアフリー（障壁物のない）住宅の建設に対する総合的な情報提供を行う体制の整備に努める。

(5) 地域プロジェクトと連携した計画的な住宅・宅地市街地整備の促進

①業務集積等の産業政策との連携

さいたま新都心、新テクノグリーン構想等の整備を併せた職住近接型の計画的な住宅供給を図る。さらに、既成市街地内における低・未利用地を市街地再開発等で住宅供給の促進を図る。

②交通網と併せた計画との連動

常磐新線、埼玉高速鉄道など新たな鉄道整備に併せて、沿線地域での計画的な住宅・宅地供給を図り、複合機能を有した新市街地の形成を促進する。また、首都圏中央連絡自動車道などの広域幹線道路の周辺地域においても同様計画的な整備を図る。

③水辺を活かした特色ある住宅・宅地の整備

越谷市などにおけるレイクタウン整備事業により遊水池整備と一体的に行い、アメニティの高い複合的な住宅市街地の整備を促進。

また、首都圏外郭放水路建設事業、スーパードーム整備事業等により、土地の有効・適度利用を図り、水と緑の豊かな住宅・住宅市街地の整備を促進する。

県の防災基地整備現況と計画

本誌は、平成6年の第59号を皮切りに第66号、第68号、第71号とシリーズ的に本県の地震対策に関する情報を提供してきたが、今回はその総括的な意味あいから県が防災活動の拠点とする「防災基地」にスポットを当て、その整備現況と新規計画箇所の概要を、さらに関連の情報収集・伝達及び救援活動体制に筆を進め一連の防災対策のまとめとすることとした。(H・W)

防災活動の拠点「防災基地」

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大地震は、自然の猛威がいかに強大でその及ぼす被害の甚大さを改めて認識させた。

ここ埼玉県的位置する南関東地域は、人口や産業が集中しているため、ひとたび大地震が発生した場合その被害は計り知れないものが予想される。そこで県は防災対策の一環として地震等大災害発生時における被災者の救援・救護に必要な食糧や生活必需品などを備蓄しておく防災倉庫や救援物資の集配などの機能を備えた防災活動の拠点「防災基地」を県域の県央地区、東部地区、西部地区、北部地区及び秩父地区の6地区に建設を計画、既に平成元年度に越谷防災基地、平成4年度に新座防災基地を、さらに平成7年度には秩父郡小鹿野町に秩父防災基地を建設整備してきた。今後は県央地区と県北地区を対象に防災基地の建設を進めることにしており、平成9年度から比企郡川島町に中央防災基地(仮称)の建設に着手することとした。また、北部地区では着工年度は未定であるが、県営熊谷スポーツ文化公園の園地拡張に併せ用地取得を行う予定である。

以下、既設の防災基地の概要と新規着工の

仮称・中央防災基地の計画概要を連記し参考に供することとする。

越谷防災基地の概要



越谷防災基地の位置図

災害時に主として県東部地域を支援するための防災基地として、埼玉県が最初に建設した防災活動拠点である。

1. 所 在 越谷市大字北後谷地内
2. 敷地面積 5,284.71㎡
3. 主な施設
 - (1) 防災倉庫、鉄筋コンクリート造1階(一部2階)建1棟、建築面積304.22㎡、床延べ面積376.98㎡
 - (2) 附帯設備 ①耐震性貯水槽(鋼板製40㎡)1基、②防災用深井戸(深さ160m、口径20cm、揚水量毎分150ℓ)1本、

- ③臨時ヘリポート（夜間着陸用照明装置
 装備）1,650㎡、④防災用発動発電機
 （三相200V、40KVA）1台

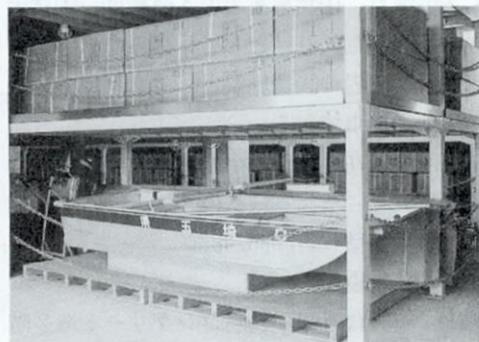
4. 建設工事 平成元年8月着工、2年3月
 完成

5. 建設費等 1億6,723万7千円（設計費を
 含む）



▲越谷防災基地の鳥瞰

▼防災倉庫内の一部▼



— 参 考 —

主な備蓄物資 （平成8年5月現在）

- (1) 食料品（乾パン）10万食
 （ほ乳瓶696本）
 (2) 生活必需品 毛布3,000枚、肌着3,000
 組、タオル3,000枚、ローソク2,000本
 (3) 医薬品 リパノール液720本、希ヨ
 ードチンキ2,520本、脱脂綿640個、ガー
 ゼ1,000個、包帯900個、三角巾650枚、油
 紙1,600パック

- (4) 防災用資機材等、ろ水機6台、発動発
 電機23台、仮設トイレ27台、投光機20式、
 ボート1艘、船外機1台、ブルーシート
 1,500枚

新座防災基地の概要



新座防災基地の位置図

災害時は主に県西部地域と県全体を支援す
 る防災基地として、また、平常時は防災関係
 者の訓練施設として利用できる防災活動拠点
 として整備

1. 所 在 新座市新塚地内
2. 敷地面積 20,000.34㎡
3. 主な施設
 - (1) 防災倉庫等 鉄筋コンクリート造1階
 建（2層構造）、延べ1,493.45㎡（備
 蓄庫、機械室、管理室等）、訓練施設
 175.64㎡（会議室、ホール、シャワー室、
 給湯室等）
 - (2) 附帯設備 ①耐震性貯水槽（鋼板製
 100㎡）2基、②防災用深井戸（深さ
 150m、口径20cm、揚水量毎分400ℓ）1
 本、③臨時ヘリポート（夜間着陸用照
 明装置装備）12,484㎡、④傾斜コンベア
 （30m／1分間）2基、⑤防災用発動発
 電機（三相210V、75KVA）1台
4. 建設工事 平成4年7月着工、5年3月
 完成
5. 建設費等 工事費6億6,073万3千円（設
 計費を含む）

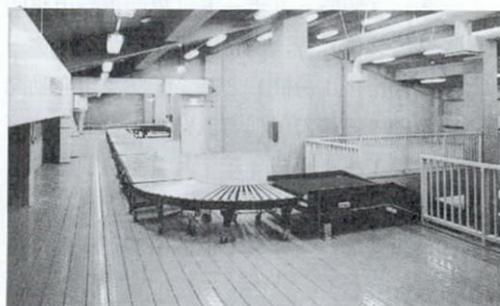
— 参 考 —

主な備蓄物資 (平成8年5月現在)

- (1) 食料品 (乾パン) 477,128食、アルファ米94,000食、おかゆ缶69,000食 (ほ乳瓶5,352本)
- (2) 生活必需品 毛布23,980枚、肌着27,510組、タオル17,500枚、ローソク12,000本、簡易トイレ70,000枚
- (3) 医薬品 リバノール液4,680本、希ヨードチンキ18,480本、脱脂綿4,800個、ガーゼ4,500個、包帯4,800個、三角巾5,700枚、油紙14,500パック
- (4) その他 ろ水機、仮設トイレ、ブルーシート、飲料水自動連続充填装置等



▲新座防災基地の全景

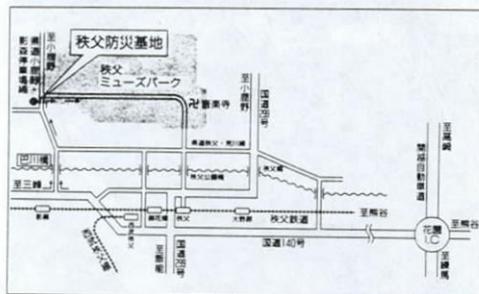


▲同基地防災倉庫の一部

▼同基地訓練施設



秩父防災基地の概要



秩父防災基地の位置図

災害時主に秩父地域を支援する防災基地として、また、山岳事故等の人命救助、山林火災の消火活動の基地として、さらに、平常時は防災関係者の訓練施設としても利用できる防災活動拠点である。

1. 所 在 秩父郡小鹿野町大字長留地内 (秩父ミュージックパークの一角)
2. 敷地面積 11,983.08㎡
3. 主な施設
 - (1) 防災倉庫等 鉄筋コンクリート造2階建及び鉄骨造1階建(車庫)、建築面積486.25㎡、延床面積688.37㎡、内訳、防災倉庫542.53㎡(備蓄庫、機械室、管理室等)、訓練施設110.09㎡(会議室、ホール、シャワー室、給湯室等)、車庫35.75㎡
 - (2) 附帯設備 ①耐震性貯水槽(鋼板製100㎡)1基、②臨時ヘリポート(夜間着陸用照明装置装備30m×40m)1,200㎡、③傾斜コンベアー1基、油圧リフター(積載荷重2t)1基、④防災用発動

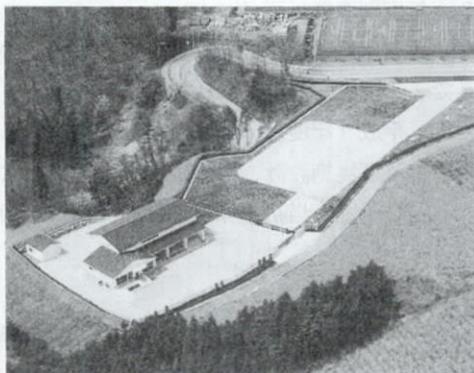
発電機（三相210V、68KVA、94馬力）1台

4. 建設工事 平成7年6月着工、8年3月完成
5. 建設費等 4億573万1千円（造成費を含む）

一 参 考 一

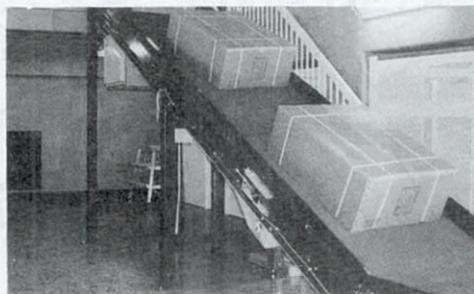
主な備蓄物資（平成8年5月現在）

- (1) 食料品（乾パン）29,952食
（ほ乳瓶280本）
- (2) 生活必需品 毛布6,800枚、肌着3,400組、タオル3,500枚、ローソク1,200本、簡易トイレ15,000枚
- (3) 医薬品 リバノール液360本、希ヨードチンキ360本、脱脂綿320個、ガーゼ500個、包帯300個、三角巾300枚、油紙500パック
- (4) 防災用資機材 ろ水機、仮設トイレ、エアータント、ストレッチャー等



▲秩父防災基地の全景

▼同基地備蓄庫搬送施設



中央防災基地（仮称）の計画概要

目標 平成12年度開設

県震災対策計画に基づき県中央地域をカバーする防災基地として整備するものであり、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、特に救援物資の集積・仕分け拠点としての機能とヘリコプターや車輛による人員・物資の輸送拠点としての機能を充実、強化した防災基地として建設するものである。

1. 建設地

比企郡川島町大字上貉他地内
敷地面積 約7.8ha

<注> 隣接地に養護学校の建設も予定している。-周辺図参照-

2. 主な施設

- (1) 防災倉庫
- (2) 臨時ヘリポート
- (3) 耐震性貯水槽
- (4) ヘリコプターの駐機場兼輸送車輛駐機場
- (5) 救護物資集積及び仕分け場

<注> 施設の規模等は、前掲の「新座防災基地」に準ずるものと理解されたい。

平常時の救援物資集積・仕分け場及びヘリコプター駐機場は、彩の国レスキュー隊や消防職員、自主防災組織等の訓練場として利用される。

3. 年度別事業計画

事業年度は、平成9～12年度の4年継続で、年度別実施計画は次のとおりである。

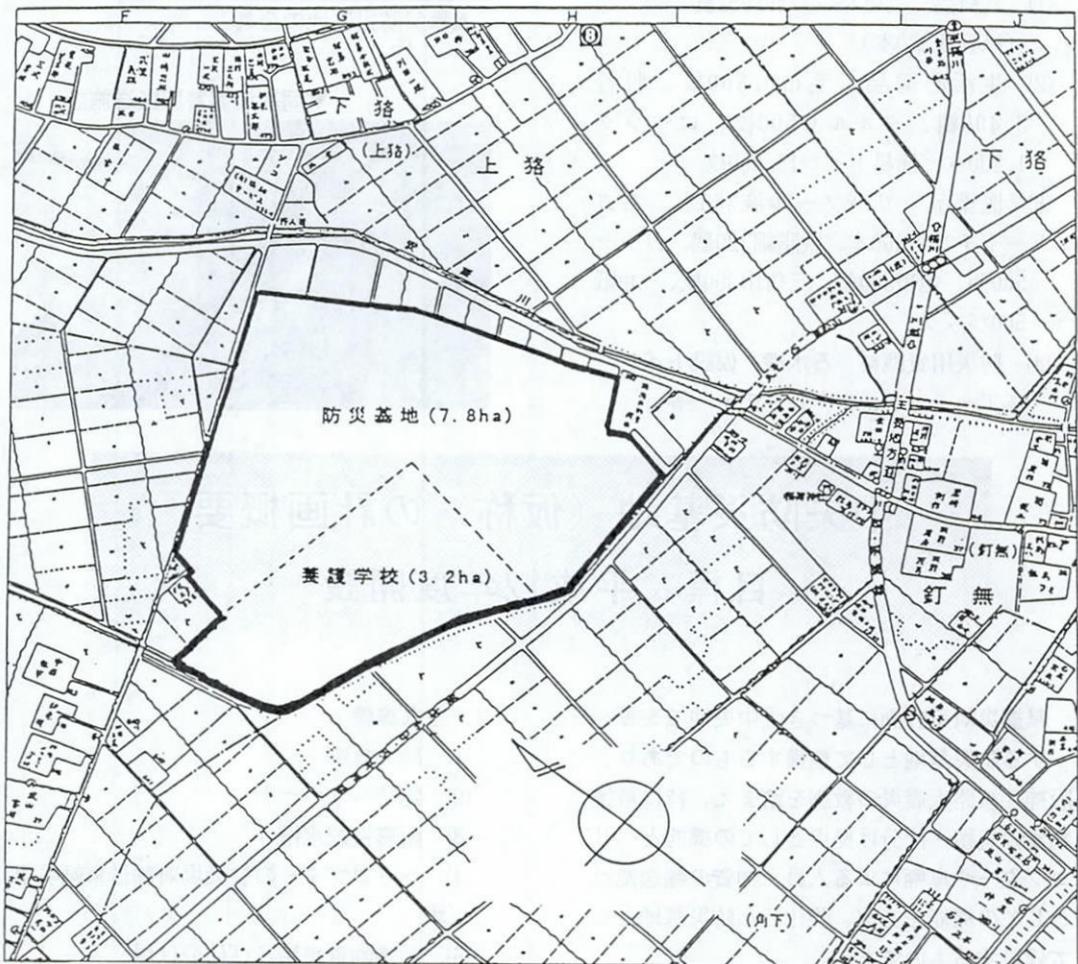
(1) 平成9年度は、測量及び地質調査、基本及び実施設計、用地取得、造成工事などを予定、当初予算に18億8,524万7千円

を計上した。

(2) 平成10年度は、9年度に引き続いて造成工事を実施するとともに一部建設工事に着手する。

(3) 平成11年度は、平成12年度開設に向け各施設建設へ全面着工する。

防災基地周辺図



震度情報ネットワーク システム整備

標記のネットワークシステムは、地震発生後に県内の震度情報を迅速に収集して、応急対策活動に活用するシステム。

県庁では、収集した震度情報を国や市町村などに情報を提供することになっている。

このシステムにより収集した震度情報から、県内の震度分布を解析することで大きな被害が予測される地域を推定することができ、積極的な応急対策活動が行える一方、備える計測震度計によって地震の特性や県内の地盤特性を詳細に知ることができるなどの優れた機能を有していることから地震に関する各種の研究活動にも活用されている。

埼玉県防災ボランティア 登録制度

県内に災害が発生した場合、県民の生命、身体及び財産を守るため、県、市町村や消防機関は全力をあげて対応することになっているが、地震などによる大規模な災害が発生した場合には、阪神・淡路大震災を教訓とするまでもなく十分対応しきれない場合ボランティアによる救援活動が大きな力を発揮したことが実証された。

そこで、埼玉県では、防災ボランティアの登録制度を設けて、ボランティア活動を支援することとし、次の要領で対応している。

- (1) 募集は、平成8年1月17日から開始、随時登録の受け付けをしている。
- (2) 登録の対象は、埼玉県内での防災ボランティアを希望する個人又はグループで個人の場合その年度の4月1日現在で年齢が満15歳以上の者。

<注> 本年4月現在個人209人(年齢層

18～77歳)、28団体が登録済みである。

- (3) 防災ボランティアの活動内容は、被災地における支援活動。資格等を必要とする支援活動やそれらを必要としない一般的な支援活動のすべてを対象とする。
- (4) 申し込み方法は、「埼玉県防災ボランティア登録カード」(所定の個人用又はグループ用の用紙を使用)に、必要事項を記入の上、埼玉県環境生活部地震対策課に提出することになっており、郵送の場合は「防災ボランティア登録用封筒」を使用することになっている。

なお、登録ボランティアには、「防災ボランティアハンドブック」が交付される。

上記募集に関する照会は埼玉県環境生活部地震対策課(電話048-830-3173)にして下さい。

【活動方法】

ボランティアの活動方法等は、下記のとおり定めている。

- ・被災市町村は、県に対して防災ボランティアの協力要請を行う(原則)。
- ・県は協力要請のあった市町村名、その連絡先及び必要とする業務の情報を登録ボランティアに伝える。
- ・登録ボランティアは、「活動連絡票」により、活動に入ることや活動中の事故について県へ連絡する。
- ・県は、防災ボランティア活動を行う登録ボランティアを対象として保険に加入するなどして活動を支援する。

防災ボランティア活動に対しての報酬及び費用弁償はないが、県の負担で保険に加入し不測の事態に対処することになっている。

また、県は、登録ボランティアに必要な研修を実施するとともに、防災やボランティアに関する情報提供を行うものとしている。

公共工事コスト縮減について

県（建設管理課）は、平成9年5月29日（木）埼玉教育会館で開かれた、平成9年度埼玉県建設産業構造改善推進協議会において4月に建設省が定めた「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」を参考にして県としての行動計画を平成9年10月末を目途に策定する。と発表したここでは元となる建設省の行動計画の要点のみ掲載する。（写真 協議会風景）



公共工事コスト縮減対策に関する行動計画（建設省）の要点

第1 基本的考え方

1 政府行動指針との関連

この行動計画は、政府の行動指針を踏まえ各省庁ごとに策定する行動計画の一つとして、建設省が策定したものであり、行動指針の内容を包含し、より具体化する形で作成している。

2 指針と行動計画の背景と目的

現在の厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用し、効率的な公共事業の執行を通じて、先進諸外国と比較して立ち遅れた社会資本整備を着実に進め、本格的な高齢化社会到来に備えるには、早急に有効な諸施策を実施し、公共工事コストの一層の縮減を推進していく必要がある。

このため政府は平成9年1月に、全閣僚

を構成員とする公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議を設置し、約3ヶ月の精力的検討を経て「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」を策定した。

建設省では、これを踏まえ、平成6年12月に策定した現行行動計画を改定し、さらに充実した新行動計画を策定することとした。

3 行動計画の対象

工事を対象としており、用地は対象としていない。

しかしながら、公共工事の効率的な執行を支えるためには、公共用地を安定的に確保することが不可欠である。また、近年の地価の動向を踏まえ、これまでの下落状況を的確に反映し、適正な価格による取得に今後とも努める。

さらに、公共用地の取得を一層迅速化するため、用地取得に係る調査・測量等の民間委託および事業認定の適期申請の一層の推進・徹底等に取り組む。

4 実施スケジュール

建設省は、平成9年度からは、本行動計画に基づき、公共工事コスト削減に資する諸施策を、速やかに実施するとともに、遅くとも平成11年度末までに完了し、その効果ができるだけ早く得られるよう最大限の努力をすることとする。

5 公団等の指導

建設省は各公団等に対し、独自の行動計画を策定することを求める。

6 地方公共団体への協力要請等

公共工事のコスト削減を図り、社会資本整備を効率的に推進するためには、地方公共団体の積極的取り組みが不可欠と考えられる。

建設省は、他省庁とも連携し、各地方公共団体に対し、積極的取り組みを強く要請する。

また、現在、各地方ブロック毎に、設置されている建設費縮減推進連絡調整会議を、他省庁所管事業の関係者も含めて拡充し、情報交換等を通じた連携をさらに強化し、コスト削減を推進する。

第2 具体的措置

1 公共工事コスト削減の考え方

(1) 広範な取り組みの必要性

公共工事は、多くの要素に関係する総合的な社会活動であり、公共工事の実効的なコスト削減を図るためには、公共工事担当省庁のみならず、その他の関係省庁も含め、政府が一体となった広範な取り組みが必要である。

(2) 機能・品質の確保

供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境安全、省資源、美観、文化性等の所要の機能・品質と両立させつつ進める必要がある。

(3) 不当なしわ寄せの防止

コスト削減の裏付けなしに、工事価格のみを下げることによって、下請け企業、資機材供給者、労働者等一部の関係者が、不当なしわ寄せを被るような状態を、生かさせてはならない。

すなわち、公共工事の価格低減を性急に図るために、「いわゆる歩切り」のような手段をとることは、下請け企業等へのしわ寄せへつながる危険性が高く、適切な手段とは言えない。

(4) 不正行為の防止

公共工事の実施に当たっては、入札談合等の不正行為を防止し、公正な競争を確保することが不可欠であることは言うまでもない。このため、平成6年度から入札・契約制度の改革を実施しているところであるが、国および地方公共団体を通じて、その一層の推進を図るとともに、技術力による競争を一層促進する入札・契約方式の検討を進める。

また、この改革と併せて、不正行為を行った事業者に対しては、発注者による指名停止措置や建設業に基づく監督処分といったペナルティーを強化した。

2 コスト削減のための具体的施策

(1) コスト削減の視点

- イ 計画・設計等の見直し
- ロ 計画段階からの民間ノウハウの積極的活用
- ハ 技術水準の進展に対応した各種基準の見直し

二 社会的規制等と調和のとれた工事施工の実現

ホ 公共工事における情報化の推進

(2) 具体的施策

1) 工事の計画・設計等の見直しに関する施策

- a 計画手法の見直し
- b 技術基準等の見直し
- c 設計方法の見直し
- d 技術開発の推進
- e 積算合理化

2) 工事発注の効率化等に関する施策

- a 公共工事の平準化の推進
- b 適正な発注ロットの設定
- c 入札・契約制度の検討

- d 諸手続の電子化等

3) 工事構成要素のコスト縮減

- a 資材の生産・流通の合理化・効率化
- b 資材調達のための諸環境の整備
- c 優良な労働力の確保
- d 建設機械の有効利用

4) 工事実施段階での合理化・規制緩和等

- a 労働安全対策
- b 交通安全対策
- c 環境対策
- d 建設副産物対策
- e 埋蔵文化財調査
- f 消防基準・建築基準等

3 公共工事コスト縮減の目標

(1) 考え方

国民にわかりやすい指標を示すため、具体的数値目標を設定する。

(2) 数値目標

施策分野	数値目標
1) 工事の計画・設計等の見直し	公共工事コストを少なくとも6%以上縮減することを目指す
2) 工事発注の効率化等	
3) 工事構成要素のコスト縮減	公共工事コストを少なくとも4%以上縮減することを目指す(努力目標、行動指針より引用)
4) 工事実施段階での合理化・規制緩和等	

注1) 平成8年度の標準的な公共コストに対するの比率を示す。

注2) 物価変動の要因は除いて推計している。

これら全体の取り組みにより、公共工事のコストを、少なくとも10%以上縮減することを目指す。

このため、平成11年度末までにすべての施策を完了し、この期間中に概ねの縮減効果が得られるよう、最大限の努力をする。

4 フォローアップ

3年後を目途にこの行動計画の内容の見直しを行う

-以上-

『水と緑と文化の調和した田園都市』

をめざして



騎西町長 石川三郎

【はじめに】

騎西町は、埼玉県北東部、首都50km圏に位置し、町の中央部を南東から北西に一般国道122号が通過しております。総面積28.60km²、人口20,400人で、町の中央部に市街地があり、その周囲には肥沃な農耕地がひろがる緑豊かな田園都市です。

本町は、かつては米・麦・野菜などの農業が中心でしたが、昭和50年代の工業団地造成などの開発政策により、産業構造も変化し、近年は首都圏における良好な住宅地供給都市としての顔を合わせもつ町へと変貌を遂げつつあります。

【環境にやさしいまちづくり】

第3次騎西町総合計画・後期基本計画では、環境の優先性を新たな政策理念とする「環境にやさしいまちづくり（ビオトープの創生）」をシンボルプロジェクトとして定め“水と緑と文化の調和した田園都市”の実現を目指しています。

この、目標実現のために「水を大事にする」「人の能力を活かす」「歴史を尊重する」をまちづくりの行動指針とし、真に豊かさの実感できる地域づくりを進めるため、各種施策を実施しています。

◆水と緑と文化の調和した田園都市になるための基礎をつくる

市街化区域や各地区の拠点となる区域の都市的サービス機能の向上や営農環境の保全を図る土地利用を計画的に進めるため、環境プランの策定や拠点機能の整備など総合的な枠組みづくりを行います。

また、総合公園をみどりの拠点として整備するとともに、埼玉県の（仮称）環境科学国際センターが本町に建設されることに伴い、隣接地に（仮称）エコパークを整備します。

この施設は樹林や草地、湿地、水辺等、失われつつある身近な多様な自然環境を復元し、様々な小動物や植物が生息できる空間を復元するものです。

また、一般国道122号のバイパス整備と4車線化を促進します。

◆町の資源を再評価し起業家を支援する

農業は、自立農家を支援するため、県営土地改良事業による再ほ場整備や農業集落排水事業を全集落に実施し、農村居住環境の保全に努めます。

工業は、テクノグリーン構想による工業団地の造成や、首都圏中央連絡自動車道整備の波及効果を最大限に享受すべく、流通関連事業所の集積を図ります。

商業は、中心市街地の整備支援を行うとともに高齢化社会に対応する都市的サービスとしての商業機能の充実に努めます。

◆四季の変化豊かな生活環境をまもる

水と緑のネットワークを核とした災害につよまちづくりのため、防災体制の整備充実を図ります。

また、河川の水質低下を防止するため、公共下水道の整備を引続き実施するとともに、水路の再生を進めます。

更に、ごみ処理については、ごみの減量、不要物の再使用、資源の再生利用を住民・事業者・行政が一体となって広域的な対策を推進します。

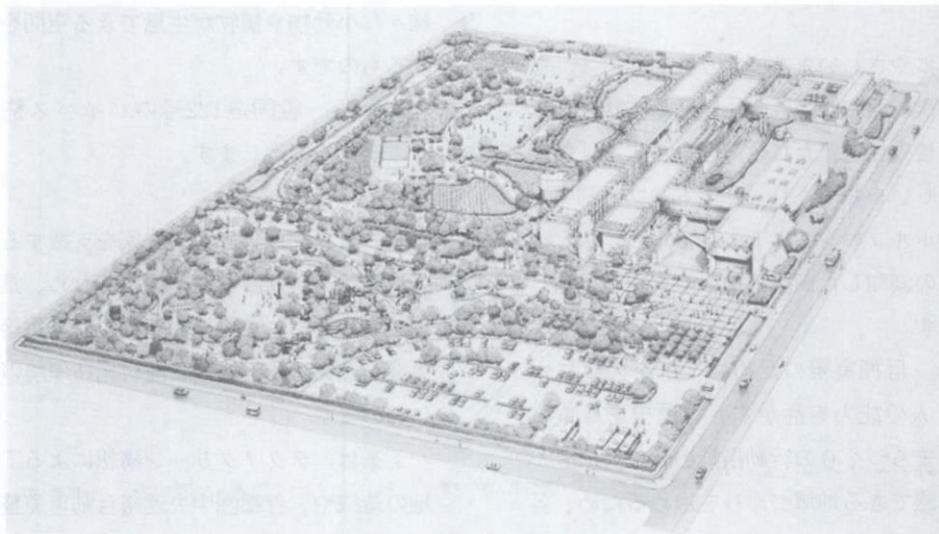
◆保健・医療・福祉の充実により住民をささえる

住民の健康な暮らしをささえるため、保健センターの整備充実や広域訪問看護ステーションの充実など、保健・予防・医療サービスの充実に努めます。



天主閣に擬した婦人会館と
櫓をかたどった時計台

また、幼児から高齢者まですべての住民が安心して暮らせるような、地域福祉社会をつくるため、保育サービスの充実、高齢者向け



(仮称) 環境科学国際センター・(仮称) エコパーク鳥瞰図

サービスの充実など、福祉のまちづくりを進めます。

◆ひとりひとりの豊かな個性をのばす

地域、行政・住民が一体となって日本一の教育の町を目指します。そのため、教育環境の整備や教育内容の充実に努め、必要な多様な個性・長所をのばすひとづくりを進めます。

また、スポーツ・レクリエーション活動のニーズに対応するため、総合体育館の建設など施設の充実に努めます。

◆住民と行政が一体となってまちづくりをこなう

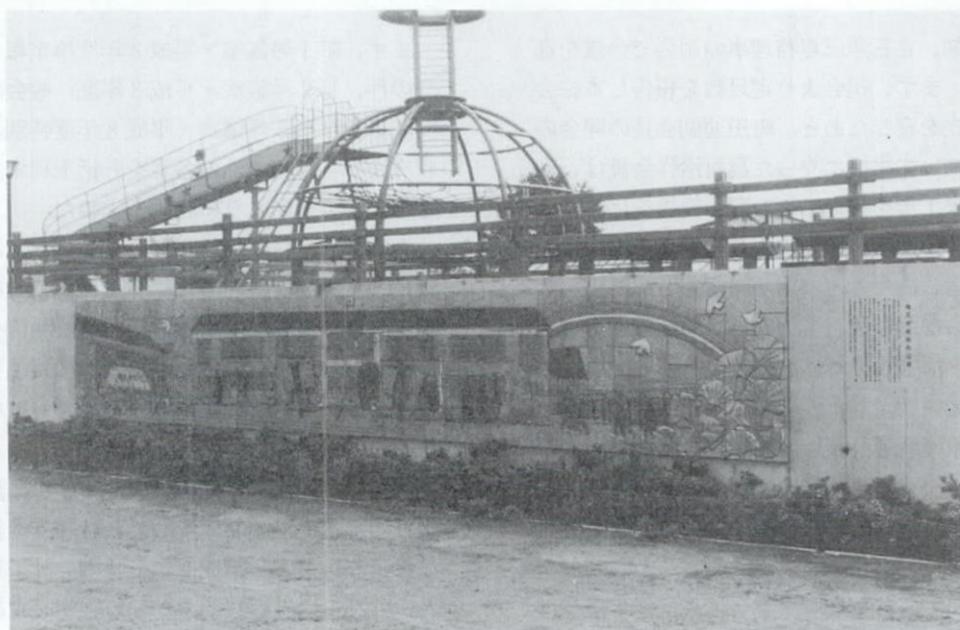
住民の行政への参加機会の拡大を積極的に進め、多くの住民の知恵と工夫と行動の結集を図ります。

また、積極的に広域圏行政を推進するとともに、民間団体との多様な連携ルートづくりを追及し、新しい時代潮流をメリットとして

享受し得るまちづくりを進めます。

【おわりに】

これからのまちづくりは、町民が真に豊かさの実感できるものでなくてはなりません。そのため、住民と行政が一体となって21世紀に向けた新たなまちづくりを目指して、全力を傾注していきたいと考えています。



旧中学校を壁画に表したふるさと広場

連合会の動き

平成9年度(第18回)通常総会開く 新事業計画等を可決して閉幕

当建産連は、6月11日午後4時から浦和市仲町の浦和東武ホテルにおいて平成9年度通常総会を開催し、平成8年度事業報告及び一般・特別会計収支決算並びに平成9年度事業計画及び一般・特別会計収支予算の各案件をいずれも原案のとおり可決承認のあと、役員候補欠選任を行って閉会、新しくスタートを切った。

(写真は通常総会議場風景)



定刻、立石照三専務理事の司会で会議を進めた。まず、司会より定足数を報告し本総会の成立を宣したあと、町田迪副会長の開会の辞に続いて挨拶に立った島村治作会長は、就任以来1年を経過、この間、役員をはじめ会員団体の理解と協力により諸懸案を消化大過なく過し得たことに対し謝意を表した上、今後さらなる指導、協力を得つつ職責を全うしたいと所懐を述べ本席提案の一連の議事案件の審議を要請した。なお、明年は全国建産連の府県建産連会長会議が本県を開催地とすることに決まり、当建産連がその労をとることとなった旨報告、その際の協力方要請があった。

続いて議長に安藤晃副会長を選任、議長はまず議事録署名人に高岡敏夫理事、目黒有理事の両者を指名し議題順に議事を進めた。

まず、第1号議案・平成8年度事業報告承認の件、第2号議案・平成8年度一般会計収支決算及び第3号議案・平成8年度特別会計収支決算各承認の件の各案を一括上程することとし、事務局よりの説明を求めた。

金井好男常務理事兼事務局長が立ち、各号議案とも総会資料をもとに要点に絞り逐次説明、最後に決算に対する監事の監査報告を受け、一括質疑の有無を問うた。特に疑義発言なく、採決の結果いずれも原案をもって承認することに決した。

次いで、第4号議案・平成9年度事業計画、第5号議案・平成9年度一般会計収支予算並びに第6号議案・平成9年度特別会計予算の各案件を一括上程し、事務局の説明を求めた。

金井好男常務理事兼事務局長が立ち、まず平成9年度事業計画では、景気先行き不透明

の中で受注競争は益々その度合いを深め企業には従来にも増して企業体力、技術力、経営力の増強が求められるとした状況下における建産連活動の充実強化に向け調査研究事業を筆頭に9項目を掲げ、その趣旨説明を行った（本稿後段 9年度事業計画の骨子参照）。

次いで、平成9年度一般会計収支予算の編成及び主要科目について説明、（総額前年度対比1億1,441万7,000円増の2億3,875万7,000円を計上した）。

続いて平成9年度特別会計収支予算の編成及び主要科目について説明（総額前年対比377万8,000円増の3,392万2,000円を計上した）。

説明のあと一括質疑を求めた。特に質疑なく、一括採決の結果いずれも原案をもって承認することに決した。

次いで、第7号議案・役員の補欠選任については、会員団体役員の異動により当該団体からの推薦に基づき自動的に交替選任とするもの。また、事務局に常勤する専務理事及び常務理事の任期切れに伴う後任者の選任などであり、いずれも異議なく承認された。

新・旧交替役員は、次表のとおりである。

－ 順 不 同 －

役職名	所 属 団 体 名	新 選 任 者 氏 名
理 事	東日本建設業保証(株)埼玉支店	島 田 勝
	埼玉県電気工事工業組合	小 澤 浩 二
	(財)埼玉県空調衛生設備協会	有 山 賢 市
	埼玉県環境安全施設協会	小 川 裕 児
	埼玉県建設業健康保健組合	神 戸 清 二
	埼玉県地質調査業協会	服 部 圓
	埼玉県室内装飾事業協同組合	秋 山 節
専務理事	(財)埼玉県建設産業団体連合会	大 澤 彰
常務理事	〃	山 村 秀 樹

以上をもって全議案の審議を終り、最後に松本孔志副会長の閉会の辞で幕を閉じた。

懇親パーティ開く

総会議事終了後、席を同ホテル別室に移し、副知事、県会議長をはじめ県関係部局の幹部、関係機関及び団体の関係者、金融機関の代表などを来賓に迎え、席を囲んでの懇親パーティを開いた。

大澤彰新任専務理事の司会で開会。

はじめ挨拶に立った島村会長は、臨席の来賓各位に深甚な敬意を表した上、平成9年度通常総会が先刻とどこおりなく議了、体制を新たに発足した旨報告し、今後とも変らぬ指導、支援を願うとともに、期待に応え得よう努力していくことを誓い要旨次のごとく述べた。

ここにきて景気はゆるやかな回復基調にあるといわれるが、建設産業界にあっては国の厳しい財政事情の下に明るい展望はなく厳しい競争場裡にさらされている。就中、公共投資基本計画や各種公共事業の見直しが国の方針として定まったことを厳しく受け止めている。

一方、入札制度の改革や諸規制の改廃は新しい競争の時代を生み、コストの縮減、品質確保、安全対策及び環境への配慮など様々な課題に直面しているのが現状。これらに対処するためには技術力の向上、企業体質の改善等への自助努力もさることながら、企業維持のためには事業量の確保が欠くことのできない要件であることは申すまでもない。来賓各位のさらなるご指導・ご支援をお願いしたい。

いうまでもなく建産連は、建設業及び関連業を含む横断的組織であり、ともに住宅・社会資本充実への担い手を自覚し日夜努力し、社会的信頼の確保に努めていると所信を述べて改めて理解ある指導、支援を要請した。

続いて来賓の祝辞を受けた。

はじめに、公務のため欠席の土屋義彦知事に代わって池上弘副知事が立ち、託された知事のメッセージを披露した。

(要旨) 景気は回復基調にあるとはいえ、公共事業関連では国の厳しい財政事情を反映、公共投資は縮減の方向にあって必ずしも明るい情勢ではない。殊に建設産業界においては、入札・契約制度をはじめ諸制度の改革が相次ぐなど大きな変革期の中で、経営の合理化、人材の確保等のほか、コストの縮減、安全対策に鋭意取り組まれていることに対し、県としてもその支援を惜しむものではない。

県においては極めて困難な財政環境の中で財源の確保に努め、既存の事業は原点に立ち返って徹底した見直しを行い、行財政運営の効率化を図ると同時に事業の重点化を最大限に図りながら「埼玉の新しいくにづくり」を推進していく。

また、9年度の公共事業等については、視点を生活基盤整備におき積極的に推進することによって、回復基調にある景気をより一層確かなものとするため、年度当初から切れ目のない執行による早期発注に努めることを前提に、上半期目標率の77%を設定した。

また、事業執行上の配慮として、①県内中小業者の受注機会の確保、②工事等受注者に対しては、下請業者の選定に努めて県内企業優先の指導の徹底、③器材等県産品の積極的利用の促進などを挙げ、側面から県内企業支援の姿勢を示された。

続いて立った穂坂邦夫県議会議長は、県議会の立場で要旨次のごとく述べられた。

現下の建設産業界は、国の財政再建策によって厳しい環境にある一方、入札・契約制度の改革や国際化の進展によって厳しい競争の時代に突入、幾多のハードルを乗り越えなければならないという事態に直面している。

国全体が厳しい財政事情を抱えている中でも本県は、新都心をはじめ21世紀の初頭へ向けた大きなプロジェクトを抱え、しかも着実に消化していることに対し、県議会としては一定の成果とみて高く評価している。

一般に公共事業縮減という中で常に的確な



▲祝辞に立つ知事代理池上副知事

穂坂県議会議長▼



情勢判断の下に適切に対応していく考えである。社会基盤整備の担い手である建設産業界と相携え県勢発展に尽力していくと抱負を述べ激励の言葉が寄せられた。

開宴に当たり小池久県土木部長の音頭で乾杯して幕開け、相互歓談のひと時を過ごした。

ころ合いをみて三澤邁県住宅都市部長が中締めに立ち、一同力強くこれに和し、盛會裡にその幕を閉じた。

平成9年度事業計画の骨子

わが国の経済は、長引いた景気低迷からようやく脱しつつあると言われているが、株価の低迷、民間設備投資の停滞、依然として厳しい雇用情勢などを背景に先行き不透明である。

一方、建設業界をとりまく環境は、国際化の進展、入札制度の改革など様相が一変し、新しい競争の時代を迎え、従来にもました企業体力、技術力、経営力が求められてきている。

こうした状況下にあって、平成7年度から5か年計画の「構造改善戦略プログラム」等に基づき諸事業の推進に取り組むとともに、昨年新たに策定された「全国建産連将来ビジョン」等により、建設産業構造改善の鍵でもある「適正な元・下関係の確立」に向けて、最大の努力を傾注してまいらなければならない。

当連合会は、このような果たすべき役割を認識しながら、会員団体相互の連携、強調体制の強化に努めるなど、関係行政諸機関の指導、協力のもと、次に掲げる事業を実施するものとする。

1 調査研究事業

建設産業の構造改善推進を図るための、各種調査研究等の実施。

2 研修・視察事業

会員団体構成員の知識向上を図るため、一般教養、政治、経済等の各分野における著名な講師を招き講演会、研修会を行うとともに文化施設、先端企業等の視察、見学会を行う。

3 構造改善事業等

国において示された「建設生産システム合理化指針」や「構造改善戦略プログラム」等の趣旨に則り、次の諸施策の推進を図る。

- (1) 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会に基づく事業の推進や「元・下関係の契約の適正化」等の推進を図る。
- (2) 国並びに県が行う構造改善事業に積極的に参画するとともに構造改善戦略プログラム等に基づく事業の推進を図る。
- (3) 会員団体構成員の資質、技術の向上に資するため関係団体等との共催により経営、技術研修会、講演会等を開催する。
- (4) 元・下関係の検討会や情報交換等の開催実施。

4 情報活動

(1) 情報収集・提供

国、地方公共団体の行政施策、通達、建設産業界の動きその他労務等に関する情報を適宜収集し、団体会員に提供する。

(2) 機関紙の発行

機関紙「建産連ニュース」を四半期ごと年4回発行し、(1)の情報を含む有益な情報を団体会員に提供する。

5 陳情等の活動

社会資本整備の促進、県内建設業の発展や建設産業界が抱えている諸問題の解決等を図るため、必要に応じ随時、国及び地方公共団体その他関係機関に対して積極的に陳情等の活動を実施する。

6 連絡調整事業等

- (1) 会員団体の有機的な連携を保持するとともに、会員団体主催等の諸行事への積極的参加はもとより、必要に応じて会員団体相互間に関連する事業にかかわる連絡会議等を開催する。
- (2) 国及び地方公共団体その他関係機関との連携を密にするため、連絡調整会議等を積極的に開催する。
- (3) 団体会員相互及び関係機関関係者との親交を深めるため、新年賀詞交換会を開催する。
- (4) 国及び県等主催の各種協議会並びに集い等に積極的に参画するなど行事遂行に協力する。

7 啓発宣伝事業

- (1) 建設産業の重要性を一般に広くアピールするため、県内の公立小・中学校の児童・生徒を対象として、引き続き「埼玉の建設産業」を題材としたポスター・絵画コンクールを実施する。
- (2) 建設産業のPR等を図るため、(1)のポスター・絵画コンクール入賞の優秀作品等を原画に用いた平成10年カレンダーを作成し、会員団体をはじめ関係機関等に配布する。
- (3) 建設産業のPRを図るため、必要に応じ各種の広報を行う。

8 埼玉建産連会館及び埼玉建設労働者研修福祉センターの管理運営

- (1) 建物及び設備の適切な維持管理とともに、会議室等の効率的な利用に努める。
- (2) 会館等利用の安全、財産の保全等を図るため、消防訓練等防災思想の啓蒙を図る。
- (3) 会館空調設備改修工事及び屋上看板改修工事を行う。

9 全国建産連等との連携

(社)全国建設産業団体連合会並びに(財)建設業振興基金等との連携強化による積極的な事業の推進を図る。

公共の施設視察研修

当建産連は4月24日、傘下会員団体の会員を対象とした公共施設視察研修を行った。

視察行は研修指導委員会事業の一環として企画実施したもので、今回は越谷市増林地区の埼玉県東部清掃組合第一工場ごみ処理施設と同じく越谷市花田地区のこしがや能楽堂及び川口市安行領家地区の川口緑化センターの3施設、参加者は15団体32名。

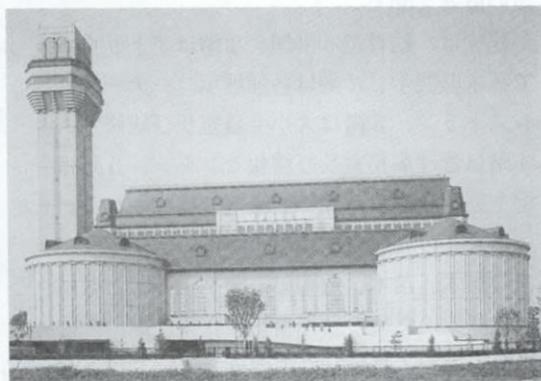
一行は午前9時建産連会館前に集合、チャーターした大型バスに便乗9時10分出発、車中安藤晃研修指導委員長の挨拶を受け一路最初の訪問地越谷市へ向う。小一時間ほどにして東部清掃組合第一工場に到着、直ちに2階会議室にて同組合計画課広報係新戸美恵子主任より約30分、工場の規模及び施設概要の説明を受け、さらに一般工場参観者用に編集されたビデオを鑑賞した。

この工場は、越谷、草加、八潮、三郷、吉川及び松伏の5市1町からなる東部清掃組合が平成3年12月着工、4年の歳月に約450億円を投入した全国屈指の規模を誇る。特徴としては、まず建物が異彩で南欧風で外観はごみ処理場とは思えぬ景観、次に工場設備、管理部門を建物内に一体化したこと、排煙の無公害化、焼却灰の有効利用、さらに余熱は給湯、発電に活用し自給を満たしていることなどである。このほか煙突を展望台に高さ130m、360°眺望で一般の参観に供している(別項工場概要参照)。

会議室での説明のあと同工場主任の案内で工場各階の稼働状況を約40分にわたり一巡したあと、同会議室にて昼食を共にし小憩のち次の訪問地「こしがや能楽堂」に向う。

約10分ほどにして到着、直ちに能舞台を目前にした玄関広間に招じられ所属学芸員の説明を聞く。

この能楽堂は、越谷市が日本文化伝承の館として平成5年に完成した中心施設、説明に



▲東部清掃組合第一工場

越谷能楽堂能舞台▼



よると、能舞台は樹齢400年の木曾桧を選び、棟梁は超一級の飛騨の工匠、附属の楽屋をはじめ控用和室・大広場等一連の建物は全て桧材をもって古来の木造工法を駆使の見事な構成である。各建物内部を一巡したあと附随の日本庭園「花田苑」を一巡する。茶室、東屋を配した築山、これに沿う池、庭石の配置が見事、一般に公開しているので足を運ばれることを奨めたい。

交通は、東武伊勢崎線越谷駅東口、総合公園行バスで市立病院前下車、徒歩10分。

能楽堂見学約1時間ほどにして次の訪問地川口緑化センターへ向う。約40分にして到着、直ちに同センター建物2階の集会室へ案内を受け、管理事務次長より設置の経緯並びに施

設の概要を聞く。

建物は、鉄骨造5階建、1階はアトリウムで花木の展示、2階は各種展示コーナー及びレストラン、3階は大小会議室及び研修室、4階は管理事務室及び情報センター、5階は屋上庭園及び日本間、会議室で構成される。

本来この施設は、川口市が市の伝統産業である植木、苗木、造園の振興を図るとともに、緑化産業のための各種情報の収集、提供を行う拠点として整備したもので、ここで花と緑に関する各種展示会やイベントの開催、花木、緑化の情報発信機能を有する総合施設。

また、ここは建設省が提唱の「道の駅・あんぎょう樹里安」と指定、ドライバー等の憩いの場を提供、センター前庭には季節の花木を展示、販売も行っている。

所在は、川口市大字安行領家地内の東京外郭環状道路沿い、川口ICから三郷方面へ向って右側約400m。

ここでの見学は約1時間にて帰路につく、帰還予定の4時に出発地点の建産連会館前にて解散、研修行の一日無事スケジュールを消化し有意義に終始した。

東部清掃組合第一工場の概要

◆焼却炉処理能力及び処理方法

- 日量800 t (200 t × 4基)
- 全連続燃焼式機械炉 (ストーカ)
- 燃焼ガス冷却方式 (廃熱ボイラー式)
- 受入供給方式 (ピットアンドクレーン方式)
- 排ガス処理方式 (乾式・消石灰吹込+バグフィルタ)
- 排水処理方式 (凝集沈澱方式)
- 灰溶融設備 (スラグ化、日量160 tで80 t 2基)。スラグはトロンメルを通し均一化したあと委託工場へ運びインターロッキングブロックとして成型、路面敷用として主に公園等公共施設に使用される。

◆余熱利用

- 蒸気タービンによる発電 (能力24,000 KW、12,000KW × 2基)、施設内動力、照明を自給、余剰は売電し相応の収益を挙げている。
- 場内給湯、冷暖房等に利用、余剰は場外施設に供給している。

川口緑化センター・道の駅あんぎょう樹里安



理事会・委員会

広報委員会



4月22日正午から建産連会館1階特別会議室において年初の広報委員会（松本孔志委員長）を開催し、建産連ニュース第72号（4月15日発行）の講評、同第73号（7月15日付）発行に伴う編集内容の検討及び平成9年度のポスター・絵画コンクール募集要領の検討などを行った。

開会冒頭、松本委員長より挨拶を受けたあと新規委員を紹介し直ちに議事を進めた。

まず、議題1の建産連ニュース第72号の内容説明を行い講評を受けたが特に問題指摘はなかった。

次いで議題2の建産連ニュース第73号の編集を提示し、記事項目順に趣旨説明を行って質疑、要望等を要請した。特に異議発言はなく提案のとおり作業を進めることが了承された。

続いて議題3の平成9年度の「埼玉の建設産業」をテーマとするポスター・絵画コンクール実施に伴う応募要領を提示、説明の上検討を要請した。恒例化していることもあり特に異議なく実施することが了承された。

以上で議事を終了、次回は7月23日（水）に開くことを決めて散会した。

理事会



5月13日正午から建産連会館センター棟2階第1会議室において今年度第1回の理事会を開催し、来る6月11日開催の第18回通常総会の日程並びに会議の運営等の説明を受けたあと一連の提出議案の審議を行った。議事終了後来席の松下義次埼玉県新都心建設局長ほか同局幹部より本格化する新都心建設事業の現況及び平成9年度工事等施行計画について約40分にわたり説明を受けた。

会議は定刻、金井常務理事の司会で開会。

冒頭挨拶の島村会長は、平成不況と謳われる長期不況もここにきてようやく回復の兆しが出たというもの、建設産業界ではその実感すら得るに至っていない。当連合会は発足以来業界の横断的連携の強化、元・下関係の合理化を活動の主眼にして努めてきたが、転変する情勢の変化に対応が追いつかず、なおいくつかの課題を抱えているのが現状である。本席はこうした状況の下に迎える平成9年度通常総会付議案件についての審議をお願いしたいと述べた。

続いて司会は新任理事及び事務局人事に伴う後継者の紹介を行ったあと、島村会長を議長に議事を進めた。

はじめに議事録署名人に瀧澤源二郎、首藤

淳両理事を指名したうえ、議題順に事務局の説明を求めた。

まず、平成9年度通常総会の日程について開催日時、会場並びに会議の運営等を説明し了承を求め、続いて総会議事案件である①平成8年度事業報告及び一般・特別会計収支決算事項②平成9年度事業計画及び一般・特別会計収支予算の各案件を順次説明のあと関連質疑を求めた。特別問題発言はなく原案として成案の上総会に付議することが了承された。なお、会員団团长の異動によって役員の変更は補欠選任をもって対処するも併せて了承され議事を終了。

次いで報告事項として、①企業倫理の確保について(県土木部長要請)②建設産業における週所定労働時間40時間制の実施について(建設省建設経済局長通達による県土木部建設管理課長通達)の2件があった。

議事終了後同席において松下義次埼玉県新都心建設局長並びに関係幹部一行の末席で、目下進行のさいたま新都心の現況説明を受けた。この説明会は、当建産連が本年3月同局に行った地元業者の工事参加の要請に応えられたものである。

はじめに松下局長は、県はもとより建設省をはじめ関係機関は平成11年末の「まち開き」を目指し鋭意工事を進めていると施工現況を説明、次いで松尾一俊基盤・整備課長は、平成9年度工事箇所図表をもとに、県、建設省、公団、事業団及びJR東日本、東京電力、東京ガスの区分で平成9年度の施工計画の概要説明を行った。

前後に松下局長は、地元業者の工事参加要望については、施行当局をはじめ施工主体業者に要望の主旨を伝えて協力要請を行ったことを明らかにした。

経営講習会の開催

6月24日当建産連は、建産連会館センター棟3階大ホールにおいて、(社)埼玉県建設業協会と東日本建設業保証(株)との共同主催で「激変する公共事業と経営課題」を主題にした経営講習会を開催した。

この講習会は、県土木部の後援の下に開いたもので、受講者は約100名であった。

迎えた講師は、建設省、通産省の関係機関の諸調査・研究活動に関与。主に建設関連の中小企業を対象にした経営指導に当たる斯界のエキスパート、小野田清一氏。

午後1時30分に開講、2時間余にわたり未曾有の大変革期に処する建設産業界の心構えを述べ、公共事業をめぐる厳しい現実を見とおし、「本当の変革はこれから起る」と流動化する建設産業の行く方を示唆した。

講義は、冒頭に今年を財政再建元年と位置づけ、公共事業が今後どのような形で行われるか、そして起り得る変化の内容を説き、迎えた大競争時代に処する建設産業界の取り組みを主観、客観の両面から解明を行った。

埼玉が生んだ著名な人物伝 その10

原 善 三 郎

—生糸貿易王—

間仁田 勝

日本第一の生糸貿易商人といわれ、海外貿易の発展に貢献するとともに、名園三溪園を創設、さらに衆議院議員及び貴族院議員にもなった神川町出身の原善三郎について記す。

1. 出生、そして結婚

原善三郎は、文政10年（1827）4月26日、児玉郡渡瀬村（今の神川町渡瀬）の豪農原太兵衛の長男として生まれた。

原家は、いわゆる素封家と言われる旧家で、農家をはじめとして醸造、質屋、製糸、養蚕仲買と手広く営んでおり、渡瀬村が秩父絹を江戸の呉服屋に送る中継地点にあるところから、特に養蚕仲買に力を入れていた。

善三郎も、寺子屋を止めた14歳頃から、本格的に家業を手伝うようになった。

日の出の1時間も前に家を出て、近隣の村の農家からは絹を、鬼石では紙を、それぞれ買い求め、高崎、前橋、伊勢崎の間屋に卸す仕事であった。

日に七、八里の道を、それも毎日、続けていたという。

そんな善三郎を見込んだのが鬼石町の素封家加藤嘉右衛門であった。嘉永元年（1848）、善三郎は美貌で近隣に評判が高い嘉右衛門の次女もんと結婚した。善三郎21歳、もん22歳であった。もんは実に良くできた嫁で、家の中は円満そのもの、その分、善三郎は商売に打ち込む事ができた。



晩年の原善三郎

2. 開港により横浜に進出

嘉永6年（1853）6月、歴史に名高い黒船が浦賀にやってきた。アメリカ東インド艦隊司令長官アシュリー・C・ペリーであった。ペリーは大統領国書を浦賀奉行に強引に渡し、再来を約して帰っていった。翌7年1月、ペリーは軍艦7隻を率いて浦賀に再び来航、大統領国書の回答を求めた。幕府はついにペリー艦隊の軍事的威圧に屈し、日米親和条約を

締結した。その後、英、仏、露、蘭とも同様の条約が締結され、神奈川、長崎、箱館、兵庫、新潟の開港が約束させられた。安政6年（1859）5月、幕府はこの5港に先だて、まず、神奈川、長崎、箱館の3港を開き、条約5カ国との自由貿易を許可した。

実際には、神奈川は東海道の宿場で往来が激しく外国人とのトラブルが予想されることから、開港したのは横浜であった。当時は、神奈川に比べると寒村と呼ぶにふさわしい辺鄙な土地であったが、幕府は威信をかけて造成工事を行い、突貫工事のすえ、安政6年6月2日、完成をみたのであった。

その頃、善三郎は染絹を背負って旗本諸侯に参じていたところであり、当時の江戸の風聞から、時節の到来を虎視眈々と狙っていたのであった。

善三郎が初めて横浜を訪れたのは、開港して3ヵ月後の9月11日であった。

神流川の清流を浴びて育った善三郎が見慣れた上毛三山をあとに、いまこうして異人が住み馬車が往来する開港直後の活気あふれる横浜の街をみると、やはり来て良かったと思った。これからの商取引は外国だとの信念は間違っていないのであった。

この開港により生糸の値段が急激に上昇し、秩父・児玉地方では斜面の畑にまで桑の木が植えられ、多量に生糸生産がなされるようになった。

この頃、フランスとイタリアで微粒子病という蚕病が流行してヨーロッパの生糸の生産が激減していたことも幸いした。

善三郎も生糸貿易の将来性は有望と見込み、これまでの絹織物を捨て、生糸一本に絞り、上州・秩父・児玉などから生糸を仕入れ、それを横浜に出荷することに専念した。

善三郎の思惑は当たり、文久2年（1862）には、念願の横浜に店を構えることができた。そして屋号も「亀屋」と名付けた。



今も変わらない善三郎の生家

3. 妻の死、そして再婚

文久3年（1863）3月、善三郎が商売に専念している間も、家業の面倒を見ながら、家を守っていた妻のものが、渡瀬村で急逝した。享年37歳であった。

善三郎が、家のことも気にせず商売に専念できたのも、この妻がいたからこそであり、横浜に店を持った矢先の事であった。

善三郎は、これを機会に渡瀬村の実家は、末弟の鉄五郎に譲り、横浜で本腰を入れることとした。

鉄五郎は、第七子ということから兄の善三郎とは年齢的には17歳という親子ほどの開きがあったせいも、兄思いで、善三郎が横浜に店を開いた時から、横浜にやってきて兄の仕事を手伝っていた。

そんなところから鉄五郎に家督を譲ったものと思われる。

この鉄五郎も、その後、横浜に運送店を開き、各地にその支店を設けるなど、原鉄運送店として全国にその名がしられるほどになっていった。

善三郎が横浜に店を構え、横浜第一の生糸商に押し上がったのも、本人の努力もさることながら、この鉄五郎の協力の大なることも忘れてはならない。

翌年、善三郎は、児玉郡宮内村（今の児玉町）の宮大工関根徳兵衛の娘幸子と再婚した。

善三郎37歳、幸子18歳であった。

幸子の内助の功もあり、元治元年（1864）7月に生糸商組合が設立された時には、善三郎は、すでに横浜での商人仲間では主要な位置にのし上がっていたのである。

4. 生糸貿易王と呼ばれる

慶応3年12月9日、王政復古の大号令が下され、幕府は崩壊し、時代は明治となった。

明治2年2月、新政府が発足し民部省が設置されると、善三郎はその通商司つうしゅうし為替方かひかたとなり、併せて横浜出張所会計官も命じられることとなった。そして同年6月には貿易商社頭取に、さらに7月には大蔵省通商司おほぞうし為替付方頭取かひつりかたとして東京商社勤務を命ぜられるなど、着実にその存在を高めていった。

明治6年5月、政府の肝煎りで全国的に設立されるべき生糸改会社のモデルケースとして、まず横浜の生糸売込商33名による横浜生糸改会社が設立された。

社長6名、副社長23名という現在では考えられない組織で、社長として三井得右衛門（越後屋）、小野善三郎（井筒屋）、原善三郎（亀屋）、茂木忽兵衛（野沢屋）、上原四郎左門（郡内屋）、金子平兵衛（小松屋）とその道での顔役の6人が名を連ねた。

表向きは輸出生糸の品質改良を大義名分としているが、実態は外国商人の国内産業への進出を阻止するための会社であり、単なる政府の下部組織的同業組合であった。

『横浜市史』によると、その当時の生糸売込量は68パーセントが原、茂木、三井、小野の4名で占めており、その中でも特に原、茂木の売り込み量は多く、両名で全体の37パーセントを占めていたとある。このようなことから、横浜の巨大売込商として会社内で支配的地位を保ったのは原と茂木の両名で、特に原の地位は大きかったという。

善三郎も、当時の神奈川県令の陸奥宗光や豪商渋沢栄一からも横浜商人といえば原善三

郎と目を付けられるほどになっていた。

その上、生糸貿易の上では、善三郎は各方面から注目され、横浜の生糸貿易界では、もはや善三郎なくしては成り立たなくなっていたのであった。

当時、わが国で生産される生糸の大部分が輸出に向けられており、しかもそのほとんどが横浜から輸出されていた。それを仕切っていたのが横浜の生糸売込商であったのだから、横浜の生糸売込商、特にそのリーダー的位置にある善三郎の力がいかばかりか言うまでもない。

明治13年、善三郎は福沢諭吉に相談し横浜商法会議所を設立、自らその頭取となるとともに、明治19年3月には横浜蚕糸売込業組合事務所を設立し、その組合長となり、さらに27年には横浜蚕糸外四品取引所の初代理事長となるなど、名実ともに貿易商の指導者となっていたのである。

このように善三郎は新設される貿易関係のすべてといえるほどの組織の枢要な地位を占めていたのである。

そして明治20年代には、古河、安田財閥に匹敵するほどの所得に達していたという。

この頃、巷にはこんな狂歌が歌われていた。

「横浜は善くも悪くも亀善の
腹一つにて事決まるなり」
亀屋善三郎は横浜一の、いや日本一の生糸貿易商になっていたのであった。

5. 衆議院議員並びに貴族院議員に

明治22年に市町村制が実施され、横浜に市制が施行されると、選ばれて市議会議員となり、初代市議会議長に選出された。

そして明治25年2月には郷里の埼玉県第五区（秩父・児玉郡）から衆議院議員に立候補して当選を果たしている。

横浜には既に、後に衆議院議長にもなった島田三郎が現職であり、「島田は原と争えば落選しただろう」といわれるほど横浜財界のり

一ダ一的存在であったにもかかわらず郷里から立候補したのであった。

善三郎にとって、親しい島田との争いは避けたかったのであろう。

埼玉第五区では、314票をとり、現職の山中隣之助を163票の大差をもって破り、その後3期連続し、国政に尽くした。

国会では中央交渉倶楽部に属し、改進黨の親友島田三郎らと提携して輸出税全廃問題に取り組んだ。善三郎の国会進出の目的は、この貿易振興の上での最大の障害となっている輸出税を一刻も早く撤廃させることだったのである。

一度は否決されたものの、結局、撤廃にこぎつけることができた。

さらに明治28年には神奈川県の大額納税議員として貴族院議員に互選され、30年9月、貴族院議員となった。

翌10月、多年実業に精励し、その功績大なるをもって、勲四等瑞宝章を賜った。

6. 郷土への貢献

善三郎の皇室への親愛は強く、明治2年明治天皇の御東幸に際して1万円を献上したのははじめとして、明治17年には皇居造営に千円を、明治22年には製艦国防費として2万円をそれぞれ献上している。善三郎はその功績により正六位に叙せられ、金製黄綬褒章が下賜されている。

また、郷土への愛着も強く、明治18年に渡瀬尋常小学校の校舎新築に際して5百円を寄付するとともに、明治21年には群馬県の下仁田と郷里の渡瀬村に製糸工場を設け、人々に大いに喜ばれたという。この功績により善三郎は児玉郡、及び隣接する群馬県多野郡の郡会議員に推挙されている。

この渡瀬工場も明治26年に不幸にも火災に遭い工場全部を焼失してしましたが、善三郎は直ちに新築、イタリア製の製糸機械を買入れ製糸の改良を図るとともに、新たに女工



渡瀬村に建設した製糸工場



今はRCに変わった渡瀬尋常小学校

200人を雇い入れた。

これも故郷を愛する善三郎の気持からであったと思われる。

7. 名園三溪園を築造

晩年、善三郎は、横浜の地とは別に本牧三之谷ほんもくさんに5万8千坪に及ぶ広大な土地を購入、そこに山荘を築き造庭、横浜での忙しい身体をここで休めた。

この山荘を建築してまもなく、訪れた当時の総理大臣伊藤博文により松風閣と名付けられ、この庭も、後年、名園三溪園として整備され現在に至っている。

明治32年(1899)に入り、長年の疲れがで

たのか、善三郎も病床に伏すようになった。

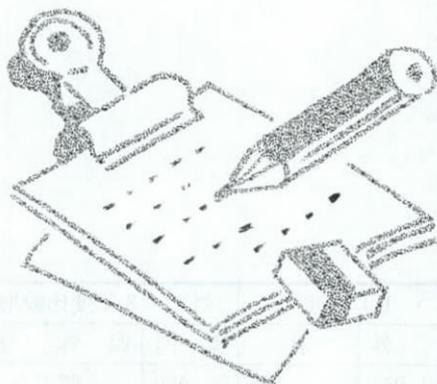
その年2月6日、宮中から特旨をもって位一級を進め従五位に叙すとの知らせが届いた。それを聞いた善三郎は、涙ながらに感謝し喜んだという。そして、合掌し、笑みをもらしながら、多くの人々に見守られ、波瀾に富んだ生涯を閉じた。享年73歳であった。

病床からの3万円の教育基金の献上を最後の言葉として。

墓所は横浜市西区の久保山円覚寺で、法号は「天授院殿仁誉寿嶺宗泰大居士」であった。

埼玉の地から単身、横浜に出て、明治期には横浜の中心人物として活躍、生糸貿易の王とまで言われ、貴族院議員までもなった善三郎も、先妻、後妻と一人娘までも先立たれ、見とってくれた親族はたった一人の孫娘の屋寿^{やぶ}だけであった。

—完—



ま と め

このシリーズも今回で丁度10回を数えることとなりました。我が故郷埼玉にもこのような立派な人がいたことを頭の片隅にいれていただければ幸いです。

当初から10回を目途に書いて参りました。シリーズ連載中、助言やら励ましやらを頂き、大変ありがとうございました。特に「次は誰を書くのか」とか、「こんな人があるよ」と言われた時は、こんな私のつたない文でも楽しみにしている人がいるのだな、と思い、とても嬉しく感じました。書くに当たっては、現地に行ったり、図書館に通ったり、人に聞いたり、私も大変勉強になりました。また3ヶ月毎ということから、常に手持ちを数人持っていなければならない苦勞もございます。

しかし、私がいつまでも紙面を独占しているのは好ましいことではありません。勝手に言って申し訳ありませんが、この辺で、ひとまず休ませて頂きたいと存じます。また、機会があったら、お願いしたいと存じます。

大変ありがとうございました。

まずはお礼まで。

間仁田 勝

—追記—

間仁田勝様には、本誌連載「埼玉が生んだ著名な人物伝」に連続寄稿を頂いて参りましたが、このほど本稿をもって擱筆されることとなりました。

2ヶ年にわたる健筆に対し衷心より厚く御礼申し上げます。(編集担当 H. W)

告知板

県の平成9年度公共 事業等施行計画まとまる

上半期目標率77%を設定

県は、景気・雇用対策会議（知事・副知事、出納長、各部局長の19名で構成）の議を経て平成9年度公共事業等の施行計画を決定、5月6日これを公表した。

内容は景気の動向を的確に捉え、回復基調をより確かなものとするため、年度当初から切れ目のない執行による早期発注に努め、全庁をあげて景気・雇用対策に取り組むというもので、上半期目標率を77%に設定した。

なお、事業執行上の配慮として下記の事項を掲げた。

(1) 県内中小企業者の受注機会の確保に努める。

(2) 県公共事業等の受注者に対し、工事の施工に伴い下請業者に発注しようとするときは、できる限り県内企業を選定するよう指導の徹底を図るとともに、下請取引の適正化に努めるよう指導する。

(3) 公共事業における県産品を積極的にPRし、利用促進に努める。

(4) 入札・契約に当たっては、適正かつ公正な執行に努める。

—以上—

平成9・10年度建設工事の 請負等に係る入札参加資格 者の格付け決定

県は、県が実施する建設工事請負等の競争入札に参加を希望する建設事業者等の入札参加資格の審査を行い、平成9年度及び10年度の入札参加資格者並びに建設工事に係る入札参加資格者の格付けを決定した。

今回の入札参加資格者数は、別表1及び2で示すとおりその総数は7,776業者（県内4,519、県外3,257業者）で、前年に比べ481業者、率にして5.8%減少した。

なお、建設工事については建設業法上28業種に分類されており、1業者につき5業種まで申請できるので、表上の総合計（延べ）は12,556業者（県内7,657、県外4,899業者）である。

資格審査申請業者数は下表1及び次頁表2のとおりである。

1 資格審査申請業者数

業種	平成9・10年度			対7・8年度比較増減		
	県内	県外	計	県内	県外	計
建設工事	3,241	1,944	5,185	△400	△87	△487
設計・調査・測量	480	1,156	1,636	△11	△84	△95
土木施設維持管理	709	81	790	86	8	94
建設資材納入	89	76	165	5	2	7
合計	4,519	3,257	7,776	△320	△161	△481

2 業種別資格審査申請業者数（建設工事）

業 種	年 度	平成 9 ・ 10 年 度			対 7 ・ 8 年 度 比 較 増 減		
		県 内	県 外	計	県 内	県 外	計
01	土 木	1,660	743	2,403	△50	12	△38
02	建 築	819	542	1,361	△ 131	△30	△ 161
03	大 工	29	10	39	5	4	9
04	左 官	9	2	11	△ 2	△ 3	△ 5
05	と び ・ 土 工	947	464	1,411	△24	32	8
06	石	49	16	65	△11	△ 3	△14
07	屋 根	13	11	24	△ 5	4	△ 1
08	電 気	392	357	749	△76	△35	△ 111
09	管	721	384	1,105	△28	△ 6	△34
10	タイル・れんが・ブロック	19	10	29	△ 6	1	△ 5
11	鋼 構 造 物	76	226	302	△14	18	4
12	鉄 筋	0	1	1	△ 1	1	0
13	ほ 装	1,145	356	1,501	32	17	49
14	し ゅ ん せ つ	113	55	168	△ 8	0	△ 8
15	板 金	8	3	11	△ 1	△ 1	△ 2
16	ガ ラ ス	14	5	19	△ 1	3	2
17	塗 装	231	191	422	△29	6	△23
18	防 水	91	93	184	△ 8	△ 2	△10
19	内 装 仕 上	158	94	252	△15	13	△ 2
20	機 械 器 具 設 置	55	357	412	△ 6	△21	△27
21	熱 絶 縁	6	2	8	△ 2	0	△ 2
22	電 気 通 信	59	188	247	△ 8	△ 3	△11
23	造 園	465	182	647	△ 8	6	△ 2
24	さ く 井	22	55	77	0	5	5
25	建 具	39	30	69	△ 7	△ 4	△11
26	水 道 施 設	387	384	771	17	40	57
27	消 防 施 設	126	75	201	△ 3	1	△ 2
28	清 掃 施 設	4	63	67	△ 1	△ 4	△ 5
	合 計	7,657	4,899	12,556	△ 391	51	△ 340

※ 7・8年度については、定期・追加の合計延べ数（経常JVを除く。）

格付基準

下表の格付基準により格付けされた。

なお、業種別の格付け業者数の分布は、別表のとおりである。

建設工事に係る入札参加資格者の格付けは、格付要領に基づいて格付けを行ったもので、

1 土木工事業

土木工事業に係る格付は、次表の基準に従って行うものとする。

格付	基 準
④級	資格審査数値が1,000点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が10人以上である者
A級	資格審査数値が800点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が2人以上である者 (④級に該当する者を除く。)
B級	資格審査数値が710点以上である者(④級及びA級に該当する者を除く。)
C級	資格審査数値が660点以上710点未満である者
D級	資格審査数値が660点未満である者

2 建築工事業

建築工事業に係る格付は、次表の基準に従って行うものとする。

格付	基 準
④級	資格審査数値が1,000点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が8人以上である者
A級	資格審査数値が800点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が5人以上である者 (④級に該当する者を除く。)
B級	資格審査数値が700点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が2人以上である者 (④級及びA級に該当する者を除く。)
C級	資格審査数値が600点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が1人以上である者 (④級、A級及びB級に該当する者を除く。)
D級	④級、A級、B級及びC級に該当しない者

3 ほ装工事業

ほ装工事業に係る格付は、次表の基準に従って行うものとする。

格付	基 準
A級	資格審査数値が850点以上である者
B級	資格審査数値が750点以上850点未満である者
C級	資格審査数値が750点未満である者

4 その他の業種

土木工事業、建築工事業及びほ装工事業以外の業種に係る格付は、次表の基準に従って行うものとする。

格付	基 準
A級	資格審査数値が800点以上である者
B級	資格審査数値が700点以上800点未満である者
C級	資格審査数値が700点未満である者

建設工事請負に係る入札参加者の格付前回対比

(經常JVを除く。)

業種	年度	平成7・8年度			平成9・10年度		
		県内	県外	計	県内	県外	計
土 木	Ⓐ	32 (1.9)	354 (48.4)	386 (15.8)	41 (2.5)	363 (48.8)	404 (16.8)
	A	184 (10.8)	216 (29.6)	400 (16.4)	229 (13.8)	226 (30.4)	455 (18.9)
	B	380 (22.2)	79 (10.8)	459 (18.8)	399 (24.0)	83 (11.2)	482 (20.1)
	C	313 (18.3)	38 (5.2)	351 (14.4)	304 (18.3)	34 (4.6)	338 (14.1)
	D	801 (46.8)	44 (6.0)	845 (34.6)	687 (41.4)	37 (5.0)	724 (30.1)
	計	1,710 (100.0)	731 (100.0)	2,441 (100.0)	1,660 (100.0)	743 (100.0)	2,403 (100.0)
建 築	Ⓐ	41 (4.3)	290 (50.7)	331 (21.7)	46 (5.6)	320 (59.0)	366 (26.9)
	A	51 (5.4)	62 (10.8)	113 (7.4)	67 (8.2)	84 (15.5)	151 (11.1)
	B	191 (20.1)	109 (19.1)	300 (19.7)	152 (18.6)	73 (13.5)	225 (16.5)
	C	161 (16.9)	39 (6.8)	200 (13.2)	206 (25.1)	54 (10.0)	260 (19.1)
	D	506 (53.3)	72 (12.6)	578 (38.0)	348 (42.5)	11 (2.0)	359 (26.4)
	計	950 (100.0)	572 (100.0)	1,522 (100.0)	819 (100.0)	542 (100.0)	1,361 (100.0)
とび・土工	A	37 (3.8)	289 (66.9)	326 (23.2)	44 (4.6)	312 (67.2)	356 (25.3)
	B	132 (13.6)	75 (17.4)	207 (14.8)	174 (18.4)	81 (17.5)	255 (18.0)
	C	802 (82.6)	68 (15.7)	870 (62.0)	729 (77.0)	71 (15.3)	800 (56.7)
	計	971 (100.0)	432 (100.0)	1,403 (100.0)	947 (100.0)	464 (100.0)	1,411 (100.0)
電 気	A	103 (22.0)	318 (81.1)	421 (49.0)	103 (26.3)	307 (86.0)	410 (54.8)
	B	129 (27.6)	40 (10.2)	169 (19.6)	119 (30.3)	22 (6.2)	141 (18.8)
	C	236 (50.4)	34 (8.7)	270 (31.4)	170 (43.4)	28 (7.8)	198 (26.4)
	計	468 (100.0)	392 (100.0)	860 (100.0)	392 (100.0)	357 (100.0)	749 (100.0)

(經常JVを除く。)

業種	年度	平成7・8年度			平成9・10年度		
		県内	県外	計	県内	県外	計
管	A	93 (12.4)	276 (70.8)	369 (32.4)	101 (14.0)	281 (73.1)	382 (34.6)
	B	183 (24.4)	51 (13.1)	234 (20.5)	181 (25.1)	54 (14.1)	235 (21.3)
	C	473 (63.2)	63 (16.1)	536 (47.1)	439 (60.9)	49 (12.8)	488 (44.1)
	計	749 (100.0)	390 (100.0)	1,139 (100.0)	721 (100.0)	384 (100.0)	1,105 (100.0)
ほ 装	A	51 (4.6)	219 (64.6)	270 (18.6)	60 (5.2)	231 (64.9)	291 (19.4)
	B	117 (10.5)	47 (13.9)	164 (11.3)	135 (11.8)	53 (14.9)	188 (12.5)
	C	945 (84.9)	73 (21.5)	1,018 (70.1)	950 (83.0)	72 (20.2)	1,022 (68.1)
	計	1,113 (100.0)	339 (100.0)	1,452 (100.0)	1,145 (100.0)	356 (100.0)	1,501 (100.0)
造 園	A	37 (7.8)	93 (52.9)	130 (20.0)	43 (9.2)	101 (55.5)	144 (22.2)
	B	78 (16.5)	37 (21.0)	115 (17.7)	93 (20.0)	40 (22.0)	133 (20.6)
	C	358 (75.7)	46 (26.1)	404 (62.3)	329 (70.8)	41 (22.5)	370 (57.2)
	計	473 (100.0)	176 (100.0)	649 (100.0)	465 (100.0)	182 (100.0)	647 (100.0)
そ の 他	A	90 (5.6)	1,241 (68.3)	1,331 (38.8)	104 (6.9)	1,282 (68.5)	1,386 (41.0)
	B	289 (17.9)	296 (16.3)	585 (17.1)	287 (19.0)	316 (16.9)	603 (17.9)
	C	1,235 (76.5)	279 (15.4)	1,514 (44.1)	1,117 (74.1)	273 (14.6)	1,390 (41.1)
	計	1,614 (100.0)	1,816 (100.0)	3,430 (100.0)	1,508 (100.0)	1,871 (100.0)	3,379 (100.0)
合 計	Ⓐ	73 (0.9)	644 (13.3)	717 (5.6)	87 (1.1)	683 (13.9)	770 (6.0)
	A	646 (8.0)	2,714 (56.0)	3,360 (26.1)	751 (9.8)	2,824 (57.7)	3,575 (28.4)
	B	1,499 (18.6)	734 (15.1)	2,233 (17.3)	1,540 (20.1)	721 (14.7)	2,261 (18.0)
	C	4,523 (56.2)	640 (13.2)	5,163 (40.0)	4,244 (55.5)	623 (12.7)	4,867 (38.8)
	D	1,307 (16.3)	116 (2.4)	1,423 (11.0)	1,035 (13.5)	48 (1.0)	1,083 (8.7)
	計	8,048 (100.0)	4,848 (100.0)	12,896 (100.0)	7,657 (100.0)	4,899 (100.0)	12,556 (100.0)

埋蔵文化財 関連遺跡探訪(3)

岡部町中宿遺跡

はじめに

平成8年度に埼玉県内では、435件の発掘調査が行なわれた。これらのうち道路建設や住宅造成あるいは土地改良など、工事や開発に伴って実施された調査は430件と全体の99%にも及び、発掘調査の原因の大部分が開発事業と表裏一体となっていることがわかる。

開発に先立つ埋蔵文化財の取り扱いについては、本誌70号で法的手続についての解説が行われているが、ほとんどの遺跡は事前の記録保存ということで、発掘調査が終了した後はそのまま工事に着手され、遺跡は煙滅してしまう。

ところで、近年、考古学に関する発見が各地で相次ぎ、マスコミを賑わしている。縄文時代大集落の青森県三内丸山遺跡や39個もの大量の銅鐸が発見された島根県加茂岩倉遺跡などは記憶に新しいところである。

全国的に注目を集め、日本の古代史を書きかえる新発見は古代のロマンであり、尽きない魅力が考古学のファンを市民レベルまで拡大していると言えよう。

このような古代ロマンの魅力と地域の歴史的特色を生かした史跡整備事業が埼玉県内でも行われている。地域の文化財を守り、文化財を核にした新しい町づくりに取り組んだ例を紹介したい。

遺跡の宝庫岡部町

岡部町は県の北部に位置し、人口約19,000人の農業を主体とする町である。ブロッコリーの生産は全国一、トウモロコシや鶏卵、肥育牛は県下一の生産量を誇っている。町の南は諏訪山丘陵、山崎丘陵が美里町との境をなし、東部は荒川扇状地の楡引台地が発達し町の北部で崖線を形成する。崖線下には妻沼低地が広がり、古代水田区画の条里跡がみられ、現在でも県下有数の穀倉地帯となっている。

豊かな自然条件に恵まれ昔から大変住みやすい所だったようで、各時代にわたって人々が営みを行った証が遺跡として残されている。

町内には現在145ヶ所の遺跡が確認されている。

昭和53年に榛沢地区の圃場整備事業に伴って調査された、西浦北遺跡から出土した平安時代の「緑釉手付瓶・灰釉長頸瓶」は、全国的に見ても大変めずらしいもので、国の重要文化財となっている。この他にも源平の合戦で名を馳せた武蔵武士、岡部六弥太忠澄の墓や岡部藩陣屋跡など沢山の文化財が残されている。中宿遺跡もこれらの貴重な文化遺産の1つである。

中宿遺跡の調査

岡部駅から北へ1.3kmの地点。国道17号線深谷バイパスを見下ろす楡引台地上の岡部町岡に中宿遺跡がある。この土地に民間の不動産業者木下工務店が宅地造成を計画したのは平成3年のことであった。

町教育委員会は遺跡の取り扱いについて業者と協議を進めた結果、文化財保護法に基づく発掘調査を実施し記録保存の措置を講じることとなった。調査面積は約4,800㎡で、3月から調査期間6ヵ月の予定で開始された。調査は順調に推移したが、調査が進むにつれ総柱式と呼ばれる大規模な堀立柱式の建物跡が次々と発見された。

このような建物の跡はこれまで埼玉県内で

は発見例が無く、他県の例などから官衙に附属する倉庫の跡と推定された。官衙とは役所のことで、岡部町は古代においては武蔵国榛沢郡に属していたが、その範囲は岡部町、花園町の全域、本庄市、深谷市、寄居町の一部で、岡部町は郡の中心地として役所が置かれていた。検出された総柱式の建物群は榛沢郡の役所に付属する税を収める倉庫群の跡と推定された。

史跡指定

倉庫群の発見は県内で初めての例として新聞にも取り上げられ、多くの注目をあびた。研究者はもとより、一般の県民や近隣の各県からも遺跡見学に発掘現場を訪れる人が絶えず、地元の人々からもなんとかこの遺跡を残すことができないものかという声がかかれるようになった。

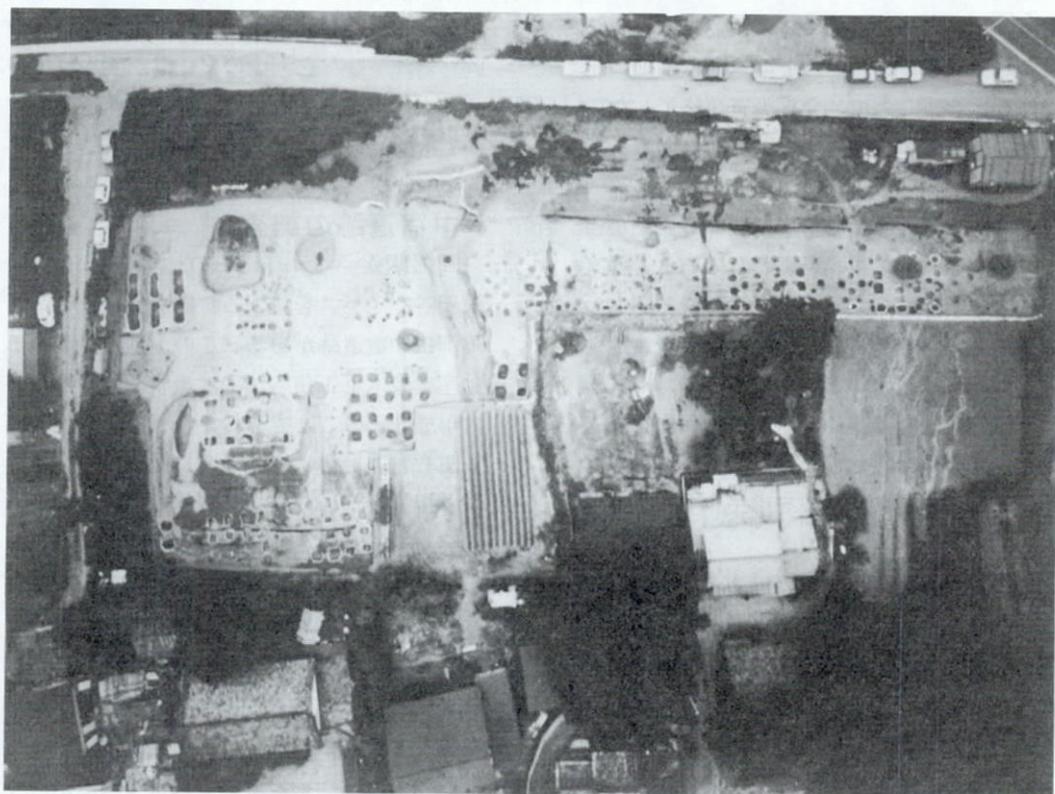
遺跡の全貌が明らかになるにつれて増々関心が高まり、そんな中で9月にはシンポジウム「中宿遺跡を考える」が盛況のうちに開催された。そして文化財の保護団体などから多くの署名を集めた中宿遺跡の保存要望が町へ提出され、そして発掘調査は10月に終了した。

町もこうした保存の動きに素早く対応して将来にわたり遺跡を守り、活用を図るべく保存を決定し、県指定史跡申請の準備にかかった。

土地の保有者には本事業の重要性をご理解いただき指定の同意を得て12月6日「中宿古代倉庫群跡」という名称で県指定史跡の指定を受けた。調査が終了してから指定までわずか2ヵ月という短期間に事が運んだのも異例のことであった。

指定の調査書には「しょうそうもと正倉跡と考えられる遺構

検出された倉庫群の柱跡の鳥瞰



の発見は、県内では初見であり、保存状態も良好であることから、学術的価値も極めて高く、埼玉県の古代史を知る上で欠くことのできない遺跡であり・・・」と誌されている。

史跡の整備

町は中宿遺跡の保存活用を積極的に推進するため、平成4年4月に中宿古代倉庫群跡整備基本計画策定委員会（会長柳田敏司）を設置し、検討に入り、12月には本計画が委員会より答申された。

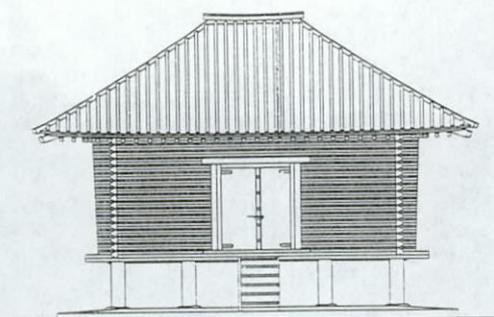
計画では周辺を含め土地を公有地化し、「中宿歴史公園」とあわせて隣接地に道の駅「おかべ」の建設も行うことになった。総敷地面積41,696㎡の広大な範囲に史跡ゾーン、歴史公園ゾーン、道の駅ゾーン、コミュニティゾーン等の施設が配置されている。特に中宿遺跡の具体的なイメージを表すために古代倉庫2棟の復元も計画された。

史跡整備には多くの経費を必要とするが、岡部町の財政規模では並大抵のことではなかった。ところが幸運にも整備事業が開始された平成4年から、自治省に導入された「地域文化財保全事業」（総事業費75%を起債でき、その償還にあたっては30～55%の範囲で交付税措置を行う助成措置）の第1号に本事業が採択され、どうにか予算的な見通しが立ち、また県補助金や彩の国づくり推進特別事業費補助金等の交付が受けられたことも、事業の推進にとっては大変心強いことでした。

道の駅は建設省の直轄事業で一般国道に高速道路のサービスエリアに相当する施設を設置して、利用者の便を図ろうとするもので、駐車場、レストハウス、トイレ等の便益施設は中宿歴史公園と一体となって活用される。この道の駅「おかべ」は建設省と一体的に整備した関東地方では初めての事業であった。

レストハウスには中宿遺跡を中心とした岡部の歴史や文化財を紹介する展示室が開設され、現地の史跡に復元された古代倉庫とともに

古代復元倉庫図式

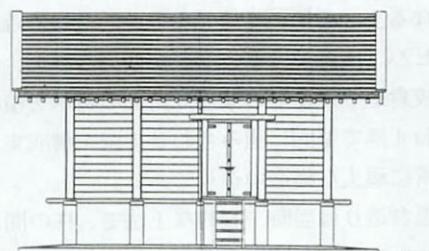


校倉式倉庫

(規格)

桁行4間(8.4m)床面積(56.7㎡)

梁行3間(6.75m)高さ(9.2m)



板倉式倉庫

(規格)

桁行4間(7.8m)床面積(52.65㎡)

梁行3間(6.78m)高さ(7.1m)

に律令時代の社会の仕組や地方の歴史的背景が理解できるようになっている。

古代倉庫の復元

倉庫の復元は発見された建物のうち最も規模の大きい1・2号建物跡の2棟を行なった。遺跡の発掘調査で実際に確認できるのは柱や基礎の部分だけであるが、古代の建築技術や残存する古建築などを参考にしながら上部構造を推定し、校倉造りと板倉造りの2種類の



中宿歴史公園と古代復元倉庫の景観

異なる工法を用いて復元を行い、材は青森産のヒバ、国産のスギ、クリが使用された。

校倉造りは変形の断面六角形の材木を積み重ね4隅で堅固に組み合わせて壁を構成する非常に頑丈な構造の造りである。

板倉造りは当時一般的な工法で、柱の間に厚い板を落とし込んで壁を作り出している。かの有名な奈良東大寺の正倉院がこの2種類の工法で造られている。

当時これらの倉庫には榛沢郡から租税として徴収された脱穀済みの粃粒を、バラ積みで収納していたと思われる。

おわりに

さる5月23日、中宿歴史公園・道の駅「おかべ」のオープン式典が行われた。中宿遺跡の発掘調査から6年目のことである。あの当時、中宿遺跡の調査に携わった人達も最初は遺跡がどのように立派に保存整備されようとは思ってもよらぬことだったろう。

中宿遺跡は町の第3次岡部町総合振興計画の重要施策として町が全力をあげて取り組ん

だ事業である。それは「若さと文化のかおるまちづくり」を理念とする個性ある町づくりに、地域の歴史的特性や文化、風土を生かした史跡の積極的活用によって、他に例をみない一味も、二味も違う新鮮で魅力的な町づくりが可能となった。

中宿歴史公園、道の駅「おかべ」は今では岡部町の北の玄関として、さらに情報・文化の発進基地として連日利用者で賑わいをみせている。史跡活用の好事例として中宿遺跡は参考となるものである。

今後計画の中では歴史民俗資料館建設の予定もあり、それらの早期実現が図られ文化財を核とした町づくりに、なお一層の充実が図られることを期待したい。

(本稿は県教育局文化財保護課提供による)

建産連だより

— 会員団体の動静 —

第二回新入社員研修会を開催

(社)埼玉県電業協会

当協会では平成9年度3月に策定した「電気工事業の技能・技術者職業生涯モデル・プラン」で提言のあった新入社員研修会の第二回目を去る4月7日(月)～9日(水)の3日間の日程で埼玉建設労働者研修福祉センター第一会議室で開催しました。当協会会員企業の平成9年度新規採用者110名のうち受講者は45名(受講率40.9%)であり、本年度は1日目に最初に新しく「建設業とは何か」の科目を行い、建設業全般に対する理解を求め、さらに新入社員として自覚及び基礎知識、2日目が職場でのコミュニケーション、電話及び来客対応、私の行動計画、3日目は新しく労働安全衛生法に基づく雇入れ時における安全衛生法に基づく安全教育を行い、受講者に修了証を交付し、また電気設備概要については、時間を倍にして行いました。

受講生全員回答によるアンケート調査結果によると研修時期は4月が92%、研修期間は3日間が64%、2日と4日以上がそれぞれ6%、研修内容全般については、まあまあ参考になったとするものを含めて、100%の受講者が参考になったと回答している。電気工事業会社に入社した主な理由は、電気関係の仕事が好きだからが33%、先生・親等に勧められたからが24%、電気業界が将来有望が13

%の順となっている。

取り上げてほしい研修科目としては、実際の作業現場での仕事等電気設備工事に直接関係のある科目が13人と圧倒的に多かったことは、今後の研修内容、そして研修コースを検討する上での参考になるものであった。

無料サービスをご利用ください

東日本建設業保証(株)埼玉支店

東日本建設業保証・埼玉支店では、建設業の皆様にご利用いただけるサービスを行っております。

いずれも無料ですので、どうぞお気軽にご利用下さい。

○ビデオテープの貸出(無料)

社員の教育、研修用に利用できます。

貸出しできるビデオテープのテーマには、「従業員教育」「安全管理」「税務・会計」「現場管理」などがあります。

○小冊子の提供(無料)

経営に関するヒントや、建設企業の体質改善に役立つ小冊子を発行しています。

現在提供中の小冊子は、

- ・消費税の要点と解説(平成9年版)
- ・平成9年度税法改正のポイント
- ・平成9年度版事業継承とその税務対策
- ・建設業社長さんのためのワンポイント講座「経営マニュアル」
- ・建設業社長さんのためのワンポイント講座「相続対策」
- ・建設業社長さんのためのワンポイント講座「二代目の育て方」
- ・Q & A「経営一般編」
- ・Q & A「経営事項審査編」

などがあります。

<問合せ先>

埼玉支店 TEL 048-861-8885

第23回総代会を開催 —— 新理事長に小沢浩二氏を選任

埼玉県電気工事工業組合

5月23日埼玉県電気工事工業組合は、上尾東武サロンで第32回総代会を開催した。

今回は3期6年理事長であった大曾根氏が辞意を表明していたため、総代会で役員を決定し、第一回の理事会を開催し、副理事長であった小沢浩二氏が理事長の就任となった。

新理事長は「寛容と対話」を組合運営の基本方針としたいと挨拶し、満場の拍手を受けた。新理事長は55歳の新進気鋭であり、今まで、副理事長として組合運営に貢献をしてはいたが、今後は新機軸のアイデアと積極果敢な行動力と交差する組合運営となる可能性がある。現在までの副理事長として職業生涯モデルプランの策定及び製作、認定職業訓練のコースの拡大、及び組合内のネットワーク構築のための情報処理委員会の設置等の手腕から推測すれば、これから益々発展をする組合と期待されている。

室内用・建築塗料の 目標基準設定

(社)日本塗装工業会埼玉県支部

近年特に室内環境にかかわる健康障害などの苦情が新築の家屋や補修に関して多くなって来ている。これらは最近の家屋が密閉性を

追及することで室内換気が悪くなって来たこと、及び建築資材などに化学製品が多く使用されるようになり、揮発性のある化学物質が室内へ放出されることによるとされている。これらの中には塗料に関するものもあり、塗料・塗装への対応も求められてきている。

この問題は、原因などの特定が難しいものが多いが、塗料の設計だけで十分な効果を期待することは難しく、これらの塗料製品を使用している事業者や、一般消費者の理解と協力が必要である。建築用塗料には各種有り特に大量に使用されているエマルジョン塗料は溶剤の含有率は少なく従ってVOCによる中毒リスクは非常に小さいものと考えられる。

住宅・ビル等の建築塗装において、塗装対象ごとに安全な塗装仕様の設計に関する標準的なガイドラインを作り提供・PRを行うことが考えられる。この中には塗装仕様を決めるに当たっての居住者の環境条件のチェックポイントなども入れる。これらの対応を行うためには、塗料製品と施工を含めての安全性を消費者に知ってもらった後に実行することが考えられる。

若年技能者の育成に努力

埼玉県建設大工工事業協会

五月晴れの季節と云うのに、この頃の天気のように今年の景気の動向は回復基調にあるものの、建設業は昨年にも増して厳しい状況が予想されますが嘆いてばかりでは、とうていこの苦境を乗り越える事は出来ない。型枠工事業に従事する誇りと、情熱は、建設業界にとって欠く事の出来ないものであり、将来も絶対に必要とされるものであります。

残念乍ら、若年技能者の不足も深刻になっている現在、技能の向上と知識の研鑽に励み、レベルアップを計らなければならない事を痛感し、今年の型枠技能士の技能検定は思いのほか受験者が多く、合格率も70%の成績を収め、平成9年5月30日の優秀技能者の表彰式には、金・銀・銅賞5名の輝かしいものがありました。その他支保工、職長教育にも積極的に参加し資格取得に、会員全体が取組み、前向きにこの不況に立ち向かう覚悟を新たにしています。

平成9年度協会活動方針決まる

(社)埼玉県測量設計業協会

当協会は、平成9年5月28日第27回通常総会を開催し、平成9年度協会事業として、経営基盤確立を図り社会的地位の向上を目指し、次の10項目達成を強力に推進することに決定しました。

記

1. 公益法人として社会公益事業の実施に努める。
2. 技術の多角的研修を勧め、会員の技術能力の増進を図る。
3. 官公庁に対し、県内業者（特に協会会員）の育成を要望する。
4. 機構改善及び機械化等により経費の節減を通じて経営の合理化を図る。
5. 測量業に関する諸制度の研究を行い、かつ公的措置を踏まえて経営対策を講じる。
6. 新規事業開発的事業量の確保を図るための陳情活動を展開する。
7. 若手技術者の確保対策を講じる。
8. 週40時間労働制の遵守に努める。

9. 独占禁止法の遵守と企業倫理の確立を図る。

10. 会員の設計技術向上を図るため、専門研修等を強化し会員の育成に努める。

活動の拠点「宅建会館」が竣工

(社)埼玉県宅地建物取引業協会

当協会は、創立30周年の記念事業として会員待望の「埼玉県宅建会館」が竣工いたしました。

我々の業界は、急速なインターネットの普及・マルチメディア時代を迎え、さらに政府が6年ぶりに土地政策の見直しを行い地価抑制から土地有効利用促進に転換するなど新しい潮流が押し寄せています。

この様な中で本会は、良質な住宅・宅地の供給、都市住環境づくりなどの社会的使命を担う会員の資質向上と不動産取引の適正化のため、教育研修の体系化、相談・保証業務の迅速な対応、(財)東日本不動産流通機構の整備拡充に向けて積極的な事業展開を図るとともに土地有効利用促進、土地価格の安定、業界活性化実現のため、土地・住宅政策に対する研究・提言活動を強力に展開してまいります。

新しい時代へ親しまれる「埼玉県宅建会館」とともに「創造・改革・躍進」を柱に信頼産業ビジョンの確立、会員福祉、文化の向上に力強く飛躍を誓う年でありたいと願っておりますので今後も「埼玉建」に対して、皆様のなお一層のご指導をお願いいたします。

なお、新会館の所在地は次の通りです。

所在地 浦和市高砂町6番15号

(浦和駅東口徒歩5分)

電話 048-811-1820 (代表)

独占禁止法遵守の研修会開催

埼玉県環境安全施設協会

独占禁止法の適用基準は年々厳しくなっており、最近の報道によれば、水道メーターに係る談合事件により、関係メーカーが起訴され企業側にも厳しい罰則が科せられます。当協会でも、一部の会員が過去に公取の排除勧告を受けました。

当協会は、違反行為の再発を防止するため、平成5年以降2回、独占禁止法遵守の講習会を独自に開催したほか、平成7・8年には建産連主催の講習会に参加してきましたが、さらに意識改革の徹底を期するため、(財)建設業公正取引推進機構の幹旋により講師のご出向をいただき、本年4月16日に、独占禁止法遵守の研修会を建産連会館第一会議室で開催。会員企業の代表者や営業担当責任者ら計81名が参加し、活発な質疑応答も行われ、あらためて理解の徹底を促したのであります。

会長就任のあいさつ

埼玉県地質調査業協会

会長 服部 圓

平成9年5月9日 第16回通常総会で、4代目会長を拝任致しました。大変微力ではございますがこれまで諸先輩方々の築かれました歴史を大切に守りながら、急激な社会変動をしっかりと受けとめ、皆様の御指導を戴きながら当協会の運営に当たりたいと思います。初の女性会長と言うことで緊張と責任の重

さに負けそうになりますが、地質調査業とは調査→診断→対策という一貫したプロセスを担う「ジオ・ドクター」であるという事を一人でも多くの方々にご理解戴けるよう“笑う門には福きたる”をモットーに努力してまいります。

5月26日より建産連会館6Fに念願のお仲間入りをさせていただきました。

どうぞ、旧に倍してご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

第23回通常総会開催

埼玉県室内装飾事業協同組合

当組合では去る5月19日、埼玉厚生年金休暇センター(越生町)において第23回通常総会を開催しました。平成8年度事業報告、収支決算報告、監査報告及び平成9年度事業計画案、収支予算案を審議の上、いずれも原案通り可決承認されました。

国内景気は「緩やかながら回復過程にある。」とされているものの、平成9年度は消費税の5%導入や駆け込み需要の反動、特別減税の打ち切り、財政支出の削減等々懸念材料が山積して見通しは予断を許さない状況にあります。

当インテリア業界も相変わらずの価格競争の渦中において収益状況は悪化し、加えて「週40時間労働」実施等で特に中小企業にとって益々厳しい環境になるものと予測されます。

当組合としてもこのような状況を真摯に受けとめ、更に密なる情報交換と新技術、技能の修得、研鑽に努め、関係行政機関のご指導と上部団体との連携により積極的な活動を展開いたします。

平成9年度運動方針決定

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

建設業の労働災害が全国的に減少傾向にありますことは、災害防止活動を地道に続けてきた努力が実りつつあるものと考えられます。

本県建設業の平成8年の死亡災害は24件、前年に比較して7件の減少となりました。

本年度は、昨年度に引き続き労働災害の大幅な減少を目標として労働災害防止活動を推進することと致しております。

事業計画の概要は、次のとおりです。

1. 代議員・理事会等の開催
2. 法令・災害防止計画・労働災害防止規程の周知徹底
3. 広報
 - (1) 私の安全宣言20,000人運動の推進（6月から年度末まで）
 - (2) 埼玉県建設業労働災害防止大会（11月）
4. 教育・研修会
5. 現場指導
6. その他

なお、本年度は、役員の変更期に当たりましたが、全員再任されました。

平成9年度定時総会開催

(社)情報通信設備協会埼玉県支部

当協会は、去る5月27日、大宮市内のラフォーレ清水園に於て平成9年度定時総会を開催致しました。総会では平成8年度事業報告、収支決算報告、監査報告及び平成9年度事業計画案並びに役員補選を議題に審議、いずれも原案通り可決承認されました。また、席

上横田支部長より「情報通信産業界の未来は無限の可能性を秘めて開けており挑戦・参入する姿勢が必要である。特にNTTとの協力関係にあった設備協力会を当協会に吸収合併することになり、NTTとの新たな協力関係の中で高度情報化社会を構築していきたい」とあいさつがありました。

懇親会にはNTTより中村維夫埼玉支店長等関係団体の幹部が多数出席され、盛会裡に散会しました。



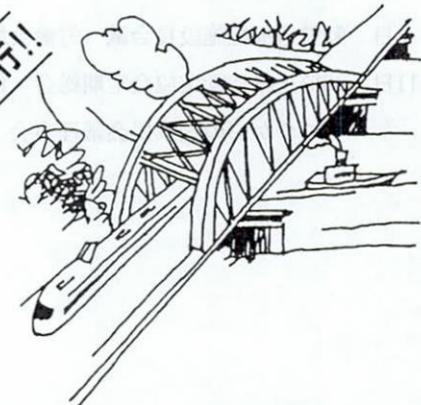
連合会日誌

- 4月18日 監事による監査
平成8年度事業、同年度収支決算及び財産管理について監事による監査を実施
- 4月22日 広報委員会
建産連ニュース第72号の発行、第73号の編集案、平成9年度広報・啓発事業について協議
- 4月24日 視察研修会
研修指導・経営合理化委員会事業の一環として埼玉県東部清掃組合、こしがや能楽堂、川口緑化センターの視察研修を実施
- 5月13日 正副会長会議
理事会付議事項について事前協議
理事会
平成9年度通常総会次第、総会付議議案、総会招待者等について協議
- 5月14日 建設業労働災害防止協会埼玉県支部代議員会（大ホール）に島村会長出席
埼玉空衛会館竣工式・竣工祝賀会（アルーサ清水園）に山村事務局長出席
- 5月20日 ㈱全国建設産業団体連合会理事会（東海大学校友会館）に島村会長等出席
- 5月23日 彩の国豊かな住まいづくり推進協議会第2回総会並びに講演会（県民健康センター）に山村事務局長出席
㈱埼玉県建築士事務所協会（アルーサ清水園）に山村事務局長出席
埼玉県電気工事工業組合総代会（上尾東武サロン）に金井常務理事出席
- 5月25日 穂坂邦夫君の「埼玉県議会議長就任を祝う会」（志木市民会館）に山村事務局長出席
- 5月26日 彩の国さいたま魅力づくり推進協議会総会（東武ホテル）に島村会長出席
- 5月27日 ㈱埼玉建築士会総会（大ホール）に山村事務局長出席
- 5月28日 ㈱埼玉県測量設計業協会通常総会（大ホール）に金井常務理事出席
㈱埼玉建築設計監理協会総会（東晶大飯店）に山村事務局長出席
- 5月29日 埼玉県建設産業構造改善推進協議会（教育会館）に島村会長等出席
埼玉県総合建設業協同組合通常総会（建産連会館センター）に島村会長出席
㈱埼玉県建築住宅安全協会評議員会・理事会（大ホール）に島村会長出席
- 5月30日 ㈱埼玉県電業協会通常総会（大ホール）に関根副会長等出席
埼玉県設備設計事務所協会総会（共済会館）に山村事務局長出席



本誌掲載価格は、積算に直接使用されます。

97年春(4月)発行!!



建設物価／臨時増刊

土木コスト情報

季刊誌 —市場単価方式による—

- 年間購読料／12,000円(税込・〒共)
- 〔春(4月)・夏(7月)・秋(10月)・冬(1月)〕
- B5判／340頁 ● 3,400円(税込)

実態調査による総合物価版!!

毎月一日発行

月刊 建設物価

■建設資材価格・工事費・労務費・運賃

●B5判／900ページ●定価3,800円(税込)

■年間購読料／<毎月・年12冊>37,200円(税込)
(1月・7月発行の臨時増刊号／速報版／送料サービス)

■建築・設備工事の施工単価と見積り実例の画期的な総合誌!

建設物価
／臨時増刊

建築と設備 コスト情報

仮設から外構工事まで、豊富なコスト情報!

●本誌の特色●

- * 実例による我が国唯一のコストプランニング資料
- * 工事費／建築工事・施工単価推移表／建築着工統計にみる単価の推移。
- * 建築・設備工事施工単価／見積り実例。
- 上期／2月刊 下期／8月刊 ● B5判／730ページ ● 定価4,600円(税込)
- 年間購読料 <上・下期年2冊> 8,200円(税込・〒共)

財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル)

業務部業務一課

☎ 03-3663-8761(代)

FAX 03-3663-8768

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿

(平成9年7月15日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 町田 迪	〃	〃	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 島田 勝	浦和高砂4-3-15	〃	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	大宮市宮原町1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	与野市下落合4-8-10	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 菅谷 和雄	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	〃	〃	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 瀧澤源二郎	〃	〃	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	〃	〃	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道夫	〃	〃	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謹吾	浦和市東高砂町6-15	〃	048(811)1820
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 淳	浦和市鹿手袋4-1-7	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銹二	上尾市本町1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	浦和市常盤9-11-9	336	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 小川 裕児	浦和市宿285-2	338	048(855)2163
(助)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 関口 雅之	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 神戸 清二	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	〃	〃	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 服部 圓	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和3-17-5	〃	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 渡辺健治郎	浦和高砂3-10-4	〃	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 廣田 豊作	浦和市鹿手袋4-1-7	〃	048(838)5636
埼玉県室内装飾事業協同組合	理事長 秋山 節	大宮市東大成2-453-2	330	048(667)5522

建産連ニュース 第73号

平成9年7月15日発行

発行 埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広報委員会

〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号

電話 048-866-4301

FAX 048-866-9111

印刷 〒336 浦和市高砂3-6-9

株式会社 信陽堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月